参照条文等

0) 改正児童福祉法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 47 号) による改正後の「児童福祉法」
	(昭和 22 年法律第 164 号)
0	改正児童福祉法に対する附帯決議(衆・参)・・・・・・・・・・・・・・・10
	・ 「「難病の患者に対する医療等に関する法律案」及び「児童福祉法の一部を改正する法律案」
	に対する附帯決議」(平成 26 年 4 月 18 日衆議院厚生労働委員会)
	・ 「児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成 26 年 5 月 20 日参議院厚生
	労働委員会)
0	小児慢性特定疾病の対象疾病告示・・・・・・・・・・・・・・・・・15
	「児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同
	条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」
	(平成 26 年厚生労働省告示第 475 号)

○児童福 (昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

崱 —第三条

定義(第四条—第七条)

児童福祉審議会等(第八条・第九条

実施機関(第十条―第十二条の六)

児童福祉司 (第十三条—第十五条)

児童委員 (第十六条―第十八条の三)

第 第 第 第 第 第 六 五 四 三 二 一 節 節 節 節 節 保育士 (第十八条の四―第十八条の二十四)

第二章 福祉の保障

第一節 療育の指導、小児慢性特定疾病医療費の支給

第二款款 療育の指導(第十九条)

第一目 1 小児慢性特定疾病医療費の支給小児慢性特定疾病医療費の支給 (第十九条の二―第十九条の八)

第二目 指定小児慢性特定疾病医療機関 (第十九条の九―第十九条の二

第三目 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 (第十九条の二十二)

第三款 療育の給付(第二十条―第二十一条の三)

第四款 雑則(第二十一条の四・第二十一条の五)

第二節 居宅生活の支援

第一款 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費及び高額障害児通 付費の支給(第二十一条の五の二―第二十一条の五の十四) 所

第二款 指定障害児通所支援事業者(第二十一条の五の十五―第二十一条 の五の二十四)

業務管理体制の整備等(第二十一条の五の二十五―第二十一条 五の二十七)

第四款 肢体不自由児通所医療費の支給 十一条の五の三十一) (第二十一条の五の二十八 | 第|

第五款 障害児通所支援及び障害福祉サービスの措置(第二十一条の六・ 第二十一条の七)

第六款 子育て支援事業(第二十一条の八―第二十一条の十七

第三節 助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所(第二十二条 一十四条) — 第

第四節 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費 等給付費並びに障害児入所医療費の支給

第一 款 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児 費等給付費の支給(第二十四条の二―第二十四条の八) 食

第二款 業務管理体制の整備等 指定障害児入所施設等(第二十四条の九―第二十四条の十九) (第二十四条の十九の二)

> 第四款 障害児入所医療費の支給(第二十四条の二十―第二十四条の二十

第五 障害児入所給付費、 費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の特例 高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食 (第二十四条の

第五 款 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給 |十四条の二十五||第二十四条の二十七|

指定障害児相談支援事業者(第二十四条の二十八―第二十四 |条の

第六節 第三款 要保護児童の保護措置等(第二十五条―第三十三条の九) 業務管理体制の整備等(第二十四条の三十八―第二十四条の四十)

第七節 被措置児童等虐待の防止等(第三十三条の十―第三十三条の十七)

第八節 雑則(第三十四条・第三十四条の二)

第四章 第三章 費用(第四十九条の二―第五十六条の五 事業、養育里親及び施設(第三十四条の三―

第五章 国民健康保険団体連合会の児童福祉法関係業務(第五十六条の五 第五十六条の五の四) の 二 |

第六章 審査請求(第五十六条の五の五)

第七章 雑則 (第五十六条の六―第五十九条の八)

第八章 罰則 (第六十条―第六十二条の七)

附則

第六条の二 この法律で、小児慢性特定疾病とは、児童又は児童以外の満二十歳に つて、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであ 満たない者(以下「児童等」という。)が当該疾病にかかつていることにより、 会の意見を聴いて定める疾病をいう。

2 性特定疾病児童等」という。)であつて、当該疾病の状態が当該小児慢性特定疾 児慢性特定疾病にかかつている児童等(政令で定めるものに限る。以下「小児慢 関(以下「指定小児慢性特定疾病医療機関」という。)に通い、又は入院する小 病ごとに厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める程度であるもの この法律で、小児慢性特定疾病医療支援とは、都道府県知事が指定する医療機 .対し行われる医療(当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。 をいう。

第二款 小児慢性特定疾病医療費の支給

小児慢性特定疾病医療費の支給

支援に要した費用について、小児慢性特定疾病医療費を支給する。 特定疾病児童等に係る同条第七項に規定する医療費支給認定保護者(次項におい 認定に係る小児慢性特定疾病医療支援(以下「指定小児慢性特定疾病医療支援」 療機関(同条第五項の規定により定められたものに限る。)から当該医療費支給 て「医療費支給認定保護者」という。)に対し、当該指定小児慢性特定疾病医療 六項に規定する医療費支給認定の有効期間内において、指定小児慢性特定疾病医 いう。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該小児慢性 いて「医療費支給認定」という。)に係る小児慢性特定疾病児童等が、次条第 都道府県は、次条第三項に規定する医療費支給認定(以下この条に

- 小児慢性特定疾病医療費の額は、一月につき、次に掲げる額の合算額とする。 性特定疾病児童等及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六療費支給認定保護者と同一の世帯に属する他の医療費支給認定に係る小児慢 を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算第二十一条の五の二十八第二項及び第二十四条の二十第二項において同じ。) 第五条第一項に規定する指定難病をいう。)の患者の数その他の事情をしん 年法律第五十号)第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病(同法 給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の治療の状況又は身体の状態、当該医 正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。 に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額 酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の百分の二十 定した額から、当該医療費支給認定保護者の家計の負担能力、当該医療費支 同一の月に受けた指定小児慢性特定疾病医療支援(食事療養(健康保険法(大
- 一 当該指定小児慢性特定疾病医療支援(食事療養に限る。)につき健康保険の 八十五条第二項に規定する食事療養標準負担額、医療費支給認定保護者の所療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、健康保険法第 得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める額を控除した額
- 3 する費用の額の算定方法は、厚生労働大臣の定めるところによる。 とき、及びこれによることを適当としないときの小児慢性特定疾病医療支援に要 前項に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例によることができない

第十九条の三 小児慢性特定疾病児童等の保護者 (小児慢性特定疾病児童等の親 する者をいう。以下この条、第五十七条の三第二項、第五十七条の三の三第二項を行う者、未成年後見人その他の者で、当該小児慢性特定疾病児童等を現に監護十九条の三 小児慢性特定疾病児童等の保護者 (小児慢性特定疾病児童等の親権 規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証する書面として厚生労働省 疾病にかかつており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第二項に 性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、都道府県知事の定める医師 及び第五十七条の四第二項において同じ。)は、前条第一項の規定により小児慢 令で定めるものをいう。)を添えて、 (以下「指定医」という。) の診断書 (小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定 都道府県に申請しなければならない。

- 指定医の指定の手続その他指定医に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める
- 32 医療費を支給する旨の認定(以下「医療費支給認定」という。)を行うものとす する厚生労働大臣が定める程度であると認められる場合には、小児慢性特定疾病 にかかつており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第二項に規定 都道府県は、第一項の申請に係る小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病
- 4 をしないことに関し審査を求めなければならない。 る場合を除く。)は、あらかじめ、次条第一項に規定する小児慢性特定疾病審査 会に当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等の保護者について医療費支給認定 ととするとき(申請の形式上の要件に適合しない場合として厚生労働省令で定め 都道府県は、第一項の申請があつた場合において、医療費支給認定をしないこ
- (5) り、指定小児慢性特定疾病医療機関の中から、当該医療費支給認定に係る小児慢 性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受けるものを定めるものとす 都道府県は、医療費支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところによ
- 6 第二号において「医療費支給認定の有効期間」という。)内に限り、その効力を 医療費支給認定は、厚生労働省令で定める期間(次項及び第十九条の六第一項
- 7 受給者証(以下「医療受給者証」という。)を交付しなければならない。 厚生労働省令で定めるところにより、医療費支給認定の有効期間を記載した医療ペ 慢性特定疾病児童等の保護者(以下「医療費支給認定保護者」という。)に対し、 都道府県は、医療費支給認定をしたときは、当該医療費支給認定を受けた小児
- 医療費支給認定は、その申請のあつた日に遡つてその効力を生ずる。
- 98 いては、医療受給者証を提示することを要しない。 受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合につ 特定疾病医療機関に医療受給者証を提示して指定小児慢性特定疾病医療支援を 生労働省令で定めるところにより、第五項の規定により定められた指定小児慢性 指定小児慢性特定疾病医療支援を受けようとする医療費支給認定保護者は、厚
- き当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要した費用について、小児慢性特定疾病 児慢性特定疾病医療機関に医療受給者証を提示したときに限る。)は、都道府県 たとき(当該小児慢性特定疾病児童等に係る医療費支給認定保護者が当該指定小 療費支給認定保護者に代わり、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に支払うこと 医療費として当該医療費支給認定保護者に支給すべき額の限度において、当該医 は、当該医療費支給認定保護者が当該指定小児慢性特定疾病医療機関に支払うべ れた指定小児慢性特定疾病医療機関から指定小児慢性特定疾病医療支援を受け 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が第五項の規定により定めら
- (11) 児慢性特定疾病医療費の支給があつたものとみなす。 前項の規定による支払があつたときは、当該医療費支給認定保護者に対し、 小

- 性特定疾病審査会を置く。
 生特定疾病審査会を置く。
 特力条の四 前条第四項の規定による審査を行わせるため、都道府県に、小児慢
- その他の関係者のうちから、都道府県知事が任命する。② 小児慢性特定疾病審査会の委員は、小児慢性特定疾病に関し知見を有する医師
- ③ 委員の任期は、二年とする。
- 当該医療費支給認定の変更の申請をすることができる。他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、都道府県に対し、十九条の三第五項の規定により定められた指定小児慢性特定疾病医療機関その第十九条の五 医療費支給認定保護者は、現に受けている医療費支給認定に係る第
- 給認定保護者に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。変更の認定を行うことができる。この場合において、都道府県は、当該医療費支があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療費支給認定の② 都道府県は、前項の申請又は職権により、医療費支給認定保護者に対し、必要
- 証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。③ 都道府県は、前項の医療費支給認定の変更の認定を行つたときは、医療受給者
- 療費支給認定を取り消すことができる。第十九条の六 医療費支給認定を行つた都道府県は、次に掲げる場合には、当該医
- 認めるとき。 状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける必要がなくなつたと一 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病の状態、治療の
- 外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。 二 医療費支給認定保護者が、医療費支給認定の有効期間内に、当該都道府県以
- 三 その他政令で定めるとき。
- 給者証の返還を求めるものとする。で定めるところにより、当該取消しに係る医療費支給認定保護者に対し、医療受② 前項の規定により医療費支給認定の取消しを行つた都道府県は、厚生労働省令
- に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。 付であつて国又は地方公共団体の負担において小児慢性特定疾病医療費の支給合で定めるもののうち小児慢性特定疾病医療費の支給に相当するものを受けるっき、健康保険法の規定による家族療養費その他の法令に基づく給付であつて政界十九条の七 小児慢性特定疾病医療費の支給は、当該小児慢性特定疾病の状態に
- 必要な事項は、厚生労働省令で定める。第十九条の八。この目に定めるもののほか、小児慢性特定疾病医療費の支給に関し

第二目 指定小児慢性特定疾病医療機関

- 開設者の申請があつたものについて行う。(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下同じ。)又は薬局の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、病院若しくは診療所第十九条の九(第六条の二第二項の指定(以下「指定小児慢性特定疾病医療機関の
- 一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしてはならない。② 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該
- ことがなくなるまでの者であるとき。
 一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける
- 行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執二 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令
- 者であるとき。
 刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの三、申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の
- であるとき。

 であるとき。
 で、当該申出の目から起算して五年を経過しないもの由がある者を除く。)で、当該申出の目から起算して五年を経過しないもの特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者(当該辞退について相当の理ないことを決定する日までの間に第十九条の十五の規定による指定小児慢性ないことを決定する日までの間に第十九条の十五の規定による通知があつた日定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日正の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日

- について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して五年大場合における当該特定の日をいう。)までの間に第十九条の十五の規定に知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第十九条の十五の規定にた場合における当該特定の日をいう。)までの間に第十九条の十五の規定にた場合における当該特査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合に終して厚生労働省令で定めるところにより都道府県定予定日(当該検査の結果に基づき第十九条の十八の規定による指定小児慢六 申請者が、第十九条の十六第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決

を経過しないものであるとき。

- は著しく不当な行為をした者であるとき。
 ハー申請者が、前項の申請前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又
- るものであるとき。 九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者のあ
- ③ 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかにに該当する者であるとき。 中請者が、法人でない者で、その管理者が第一号から第八号までのいずれか
- 規定による勧告を受けたものであるとき。として重ねて第十九条の十三の規定による指導又は第十九条の十七第一項の定疾病医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがある二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、小児慢性特
- き。 三 申請者が、第十九条の十七第三項の規定による命令に従わないものであると
- 指定小児慢性特定疾病医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。四 前三号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、
- けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。第十九条の十一指定小児慢性特定疾病医療機関の指定は、六年ごとにその更新を受
- 合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。② 健康保険法第六十八条第二項の規定は、前項の更新について準用する。この場

- により、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行わなければならない。第十九条の十一 指定小児慢性特定疾病医療機関は、厚生労働大臣の定めるところ
- 針の例による。 第十九条の十二 指定小児慢性特定疾病医療機関の診療方針は、健康保険の診療方
- 当としないときの診療方針は、厚生労働大臣が定めるところによる。② 前項に規定する診療方針によることができないとき、及びこれによることを適
- 実施に関し、都道府県知事の指導を受けなければならない。第十九条の十三 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援の
- ばならない。
 省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なけれが、のでであるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なけれが及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働第十九条の十四が指定小児慢性特定疾病医療機関は、当該指定に係る医療機関の名
- 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を辞退することができる。第十九条の十五 指定小児慢性特定疾病医療機関は、一月以上の予告期間を設けて、
- ばならない。を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなけれる。前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分
- 、つなハ。 ③ 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはな
- 療費の支払を一時差し止めることができる。 道府県知事は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対する小児慢性特定疾病医 道府県知事は、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に対する小児慢性特定疾病医療機関が、正当な理由がないのに、第一項の規定によ 指定小児慢性特定疾病医療機関が、正当な理由がないのに、第一項の規定によ

第十九条の十七 都道府県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の

- を定めて、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定を遵守すべきことを勧告す ないと認めるときは、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対し、期限 十一又は第十九条の十二の規定に従つて小児慢性特定疾病医療支援を行つて
- たときは、その旨を公表することができる。 た指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかつ、都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受け
- 当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に機関の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、)都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定小児慢性特定疾病医療 係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなけれ
- 当該指定小児慢性特定疾病医療機関に係る指定小児慢性特定疾病医療機関の指 部若しくは一部の効力を停止することができる。 定を取り消し、又は期間を定めてその指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、
- で、第九号又は第十号のいずれかに該当するに至つたとき。 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第二項第一号から第三号ま
- 一 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第三項各号のいずれかに該 当するに至ったとき
- 定に違反したとき 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十一又は第十九条の十二の 規
- れに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこ 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十六第一項の規定により報告小児慢性特定疾病医療費の請求に関し不正があつたとき。
- 妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定小児慢性特定疾病医療機関 して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対 定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたとき の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者又は従業者が、第十九条の十六第
- 医療機関の指定を受けたとき 指定小児慢性特定疾病医療機関が、不正の手段により指定小児慢性特定疾病
- の他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれ らの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、この法律そ

- 定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、
- 者があるに至つたとき。 年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五 ちに指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人である場合において、その役員等のう
- 療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医・一指定小児慢性特定疾病医療機関が法人でない場合において、その管理者が 内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者で

第十九条の十九 ならない。 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければ

- 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしたとき
- 二 第十九条の十四の規定による届出(同条の厚生労働省令で定める事項の変更 に係るものを除く。)があつたとき。
- 三 第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退
- 前条の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消したとき。ペ
- 第十九条の二十 都道府県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関の診療内容及び 機関が第十九条の三第十項の規定によつて請求することができる小児慢性特定 疾病医療費の額を決定することができる。 小児慢性特定疾病医療費の請求を随時審査し、かつ、指定小児慢性特定疾病医療
- 指定小児慢性特定疾病医療機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなけ
- 3 診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める審査委員会、国ることができる小児慢性特定疾病医療費の額を決定するに当たつては、社会保険 民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に定める国民健康保険診療報酬 審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければな 都道府県知事は、第一項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関が請求す
- 4 五項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)その他厚生の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険法第四十五条第 労働省令で定める者に委託することができる。 都道府県は、指定小児慢性特定疾病医療機関に対する小児慢性特定疾病医療費
- (5) 審査法による不服申立てをすることができない。 第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の額の決定については、行政不服

第十九条の二十一 この目に定めるもののほか、指定小児慢性特定疾病医療機関に し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

- その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業を行うものとする。 相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整る各般の問題につき、小児慢性特定疾病児童等、その家族その他の関係者からの 児慢性特定疾病児童等に対する医療及び小児慢性特定疾病児童等の福祉に関す 都道府県は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、
- として、次に掲げる事業を行うことができる。 都道府県は、前項に掲げる事業のほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
- に預かり、 小児慢性特定疾病児童等について、医療機関その他の場所において、一時的 必要な療養上の管理、日常生活上の世話その他の必要な支援を行
- 一 小児慢性特定疾病児童等が相互の交流を行う機会の提供その他の厚生労働 省令で定める便宜を供与する事業
- 童等の就職に関し必要な支援を行う事業 小児慢性特定疾病児童等に対し、雇用情報の提供その他小児慢性特定疾病児
- 兀 その他小児慢性特定疾病児童等の自立の支援のため必要な事業 小児慢性特定疾病児童等を現に介護する者の支援のため必要な事業
- 慢性特定疾病児童等及びその家族その他の関係者の意見を聴くものとする。 都道府県は、前項各号に掲げる事業を行うに当たつては、関係機関並びに 小児
- 4 関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 前三項に規定するもののほか、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に

第四款 雑則

- 究を推進するものとする。 項及び次条において「疾病児童等」という。)の健全な育成に資する調査及び研 他の疾病にかかつていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等(第三 国は、小児慢性特定疾病の治療方法その他小児慢性特定疾病その
- 発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究との適切な連携を図るようじ。)の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる難病の 対する医療等に関する法律第一条に規定する難病をいう。以下この項において同)国は、前項に規定する調査及び研究の推進に当たつては、難病(難病の患者に 留意するものとする。
- 3 児慢性特定疾病の治療方法その他疾病児童等の健全な育成に資する調査及び研 厚生労働大臣は、第一項に規定する調査及び研究の成果を適切な方法により小

- 供するものとする。 究を行う者、医 .師、疾病児童等及びその家族その他の関係者に対して積極的に提
- 4 供するに当たつては、個人情報の保護に留意しなければならない。 厚生労働大臣は、前項の規定により第一項に規定する調査及び研究の成果を提
- 第二十一条の五 厚生労働大臣は、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実 針を定めるものとする。 施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方
- 第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。
- 都道府県児童福祉審議会に要する費用
- 児童福祉司及び児童委員に要する費用
- 児童相談所に要する費用(第九号の費用を除く。
- 十条の措置に要する費用
- 小児慢性特定疾病医療費の支給に要する費用
- 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に要する費用
- 六五五五四三 のの 都三二第削児 号の三及び次条第三号において同じ。) 施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。第六助産の実施又は母子保護の実施に要する費用(助産の実施又は母子保護の実 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う
- (保育所における保育を行うことにつき第四十五条第一項の基準を維持する六の二 都道府県の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用 おいて同じ。) ために要する費用をいう。次条第四号及び第五号並びに第五十六条第三項に
- 六の三 都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用
- 六の四 支給に要する費用 等給付費又は障害児入所医療費(以下「障害児入所給付費等」という。)の 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費
- 七 費用を除く。 療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する 十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準を維持するために要する費用 入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四 都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において (国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治
- 七の二 委託及び委託後の治療等に要する費用 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採つた場合におい
- 九八七の三 時保護に要する費用 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用
- |相談所の設備並びに都道府県の設置する児童福祉施設の設備及び職員

の養成施設に要する費用

- こうの一と負担ける。 する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その一はく。)及び第五十一条(第四号及び第七号から第十二号までを除く。)に規定第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第六号の二及び第九号を
- ることができる。
 の者から、その障害児通所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収すの者から、その障害児通所給付費等」という。)の支給を受けた者があるときは、そにおいて「障害児通所給付費等」という。)の支給を受けた者があるときは、そ療費又は障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費(以下この章療費児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医第五十七条の二 市町村は、偽りその他不正の手段により障害児通所給付費、特例
- 返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。指定障害児相談支援事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その児相談支援給付費の支給を受けたときは、当該指定障害児通所支援事業者等又は寛害の他不正の行為により障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費又は障害② 市町村は、指定障害児通所支援事業者等又は指定障害児相談支援事業者が、偽
- ることができる。 病医療費又は障害児入所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収す病医療費又は障害児入所給付費等の報に相当する金額の全部又は一部を徴収す入所給付費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その小児慢性特定疾病医療費又は障害児③ 都道府県は、偽りその他不正の手段により小児慢性特定疾病医療費又は障害児
- 四十を乗じて得た額を支払わせることができる。機関に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の外児慢性特定疾病医療費の支給を受けたときは、当該指定小児慢性特定疾病医療④ 都道府県は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、偽りその他不正の行為により
- る法律で定める歳入とする。前各項の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定す
- 提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件のるときは、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯第五十七条の三 市町村は、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認め
- は、小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する② 都道府県は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関して必要があると認めるとき

- るこれができる。 若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させ若しくは文書その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告
- の規定は前三項の規定による権限について準用する。④ 第十九条の十六第二項の規定は前三項の規定による質問について、同条第三項④
- 第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。② 第十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条
- できる。

 文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることが文書その他の物件の提出若しくは障害児相談支援の内容に関し、報告若しくは支給に係る障害児通所支援若しくは障害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児通所給付費等の害児の保護者又は障害児の保護者であつた者に対し、当該障害児通所給付費等の支へ第五十七条の三の三 厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支へ
- に質問させることができる。関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員あつた者に対し、当該障害児入所給付費等の支給に係る障害児の保護者又は障害児の保護者では、当該障害児入所給付費等の支給に関して必要があると認めるときの原理生労働大臣は、障害児入所給付費等の支給に関して必要があると認めるときのでは、
- はこれを使用した者に対し、その行つた障害児通所支援若しくは障害児相談支援あると認めるときは、障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行つた者若しく④ 厚生労働大臣又は都道府県知事は、障害児通所給付費等の支給に関して必要が

- 質問させることができる。 帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対しに関し、報告若しくは当該障害児通所支援若しくは障害児相談支援の提供の記録

- の規定は前各項の規定による権限について準用する。
 ⑦ 第十九条の十六第二項の規定は前各項の規定による質問について、同条第三項
- 用主その他の関係人に報告を求めることができる。 料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害の閲覧若しくは資する者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資るときは、障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属第五十七条の四 市町村は、障害児通所給付費等の支給に関して必要があると認め
- 他の関係人に報告を求めることができる。を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主そのを求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者ので、都道府県は、障害児入所給付費等の支給に関して必要があると認めるときは、
- 祉法関係業務を含む。)」とする。 福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十六条の五の三に規定する児童福定を適用する場合において、これらの規定中「事業」とあるのは、「事業(児童第五十七条の四の二 連合会について国民健康保険法第百六条及び第百八条の規
- 第五十七条の五 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準と

- して、これを課することができない。
- る権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

 ② 小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等を受け
- のであるとないとにかかわらず、これを差し押さえることができない。③ 前項に規定するもののほか、この法律による支給金品は、既に支給を受けたも

- は、相互に密接な連携の下に行うものとする。 。 ③ 第一項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うとき
- に処する。 の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金理由がないのに、職務上知り得た小児慢性特定疾病医療支援を行つた者が、正当なべ第六十条の二 小児慢性特定疾病審査会の委員又はその委員であつた者が、正当なべ

- 二 第十八条の二十三の規定に違反した者 た者で、当該停止を命ぜられた期間中に、保育士の名称を使用したもの 第十八条の十九第二項の規定により保育士の名称の使用の停止を命ぜられ第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若し三 正当の理由がないのに、第二十一条の十四第一項の規定による報告をせず、

くは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、 若しくは忌避した者 妨

四 正当の理由がないのに、第十九条の十六第一項、第二十一条の五の二十一第 問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による 立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、これらの規定による質 項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽 四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項又は第二十四条の三十九第一 六第一項(第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。)、第二十 一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十一条の五の二十

第三十条第一項に規定する届出を怠つた者

くは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員 の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者 よる報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若し 正当の理由がないのに、第五十七条の三の三第一項から第三項までの規定に

し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を は虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避 正当の理由がないのに、第五十九条第一項の規定による報告をせず、若しく

しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件六十二条の五(第五十七条の三の三第四項から第六項までの規定による報告若) 弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、十万円以下の過料に処する。 の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して、答

第六十二条の六 都道府県は、条例で、次の各号のいずれかに該当する者に対し十 万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者 第十九条の六第二項の規定による医療受給者証又は第二十四条の四第二項

の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁を 若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽 正当の理由がないのに、第五十七条の三第二項又は第三項の規定による報告 若しくは虚偽の答弁をした者

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四七号)

(施行期日)

第六条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。第一条 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。 附則第 应

(検討)

政府は、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律による改正

置を講ずるものとする。 案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措 の児童福祉法(以下「新法」という。)の規定について、その施行の状況等を勘

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。) 前に行われたこの法律に 務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。 置に要する費用に係る支払命令並びに当該費用についての本人又はその扶養義 都道府県及び国庫の負担、同条に規定する医療の給付を行う場合における当該措 よる改正前の児童福祉法第二十一条の五の事業の実施に要する費用についての

(施行前の準備)

第四条 規定の例により、小児慢性特定疾病を定めることができる。 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、新法第六条の二第一項

2 前項の規定により定められた小児慢性特定疾病は、施行日において新法第六条 の二第一項の規定により定められたものとみなす。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、新法第六条の二第二項の規定 の例により、小児慢性特定疾病の状態の程度を定めることができる

4 前項の規定により定められた小児慢性特定疾病の状態の程度は、施行日におい

て新法第六条の二第二項の規定により定められたものとみなす。 都道府県知事は、この法律の施行前においても、新法第十九条の三第一項及びジ

5

6 項及び第二項の規定により指定されたものとみなす。 第二項の規定の例により、指定医の指定をすることができる。 前項の規定により指定された指定医は、施行日において新法第十九条の三第一ペ

7 都道府県知事は、この法律の施行前においても、新法第十九条の四(第三項を 除く。)の規定の例により、小児慢性特定疾病審査会を置くことができる。

8 十九条の四の規定により置かれたものとみなす。 前項の規定により置かれた小児慢性特定疾病審査会は、施行日において新法第

9 十九条の四第三項の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までとする。 第七項の規定により置かれた小児慢性特定疾病審査会の委員の任期は、新法第

10 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、新法第十九条の三の規 ことができる。 定疾病医療機関の指定の手続その他の行為は、この法律の施行前においても行う 定による医療費支給認定の手続、新法第十九条の九の規定による指定小児慢性特

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例に 用については、なお従前の例による。 よることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適

(政令への委任)

この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は

難 病 0 患 者 に 対 す る 苵 療 쑞 に 関 す る 法 案 及 び 児 福 祉 法 の 寣 を 改 正 す る 法 案 に

対 ने る 附 帯 決 議

政 府 は 本 法 Ø. 施 行 に 当 た り、 次 の 事 項 に つ ٧V て 適 切 な 措 置 を 講 ず る べ き で あ る

指 定 難 病 0 選 定 に 当 た つ て、 診 断 基 進 の 作 成 に 係 る 研 究 状 況 等 を 踏 ま え て 対 応 す る ح ع ŧ に、 疾 病 数 0

ځ 上 限 を た、 設 け ること 後 指 な く 病 医 学、 医 療 0) 進 歩 等 を 踏 ま え て、 指 定 難 病 0) 要 件 と 該 当 す る ₽ Ø) は 対 象 す る

Ŕ 礼. た 経 緯 等 Ł 考 慮 し つ つ、 慎 重 に 検 討 す る

ŧ

今

の

定

難

の

見

直

1

に

当

た

つ

て

は

患

者

数

だけ

で

な

<

患

者

の

治

療

.状

況 ф.

指

定

難

病

と

指

定

新 制 度 に な V て 大 都 市 特 例 が 規 定 ż れ た 趣 旨 を 踏 ŧ え、 指 定 都 市 が 支 弁 す る 特 定 医 療 費 の 支. 給

費 用 が 十 分 に 確 保 さ れ る ょ う 必 要 な 支 援 を 行うこと。

ま た、 指 定 都 市 に 新 た に 生 じ る 経 費 に つ ٧V て は 玉 の 責 任 に お V1. 7 適 切 な 措 置 を 講 じ ること。

難 病 患 者 及 び 長 期 に わ た Ŋ 疾 病 の 療 養 を 必 要 ح す る 児 童 尨 地 域 に お ٧١ て 適 切 な 医 療 を 受 けること が (, き

Ξ

るよ う、 指 定 医 療 機 関 及 · び 指 定 矢 0 指 定 に 当 た り 地 域 間 格 差 尨 生 U な ٧١ ょ う 取 り 組 乜 とと Ð に、 医 療 機 関

等 0 ネ ツ 卜 ワ 1 力 等 を 通 U た 情 報 0 共 有 化 を 図 る ی

四 療 養 生 活 環 境 整 備 事 業 等 義 務 的 経 費 化 ż れ な ٧N 事 業 に つ ٧N ر. 地 域 間 格 差 に つ な 尨 5 な 11 よう、 地 方

自 治 体 [']の 負 担 に 配 慮 す ること。

と

要

す

る

五 な る 難 障 病等の 害者 の 範 日常 囲 に 生活及び社会生活を総合的 つ ٧V ては、 難 病 対策 K おけ に支援するため る指 定難 病の拡大を踏まえつ の 法 律」 に 基づく障害福 うつ、 支援 の 祉 サー 必 要 性 Fw 等 ス の の 対 観 象と 点 か

ら判断するものとすること。

六 長 御に わ た り 疾 病 の 療養を必 要. とする児 童 が 成 人 し ても切 れ 目 の な ٧V 医 原及 U 自 立 支 援 が 受けら れ るよ

う、 指定 難 病 の 拡 大、 自 立 支 援 事 業 の 取 組 促 進を図るとともに、 成 人後 の 医療や 成 人に対する各種自 立

支

援との連携強化に鋭意取り組むこと。

七 最大 の 難 病 対 策 は 治 療 法 \mathcal{O} 確 立 で あ り、 難 病 σ 原 因 究 明、 療 法 の 研 究 開 発 13 万 全 期 すこと。 そ の た

め、研究開発のための必要な予算の確保を行うこと。

児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成二十六年五月二十日

参議院厚 生労働委員

政府は、 本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

小児慢性特定疾病の選定に当たっては、診断基準の作成に係る研究状況等を踏まえて対応するととも

に、 疾病数の上限を設けることなく、医学、 医療の進歩等を踏まえて、類縁疾患も含め、対象とするこ

と。また、今後の小児慢性特定疾病の見直しに当たっては、患者の治療状況や小児慢性特定疾病に指定さ

れた経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること。

一、身近な地域での支援の重要性から大都市特例が規定されている趣旨を踏まえ、小児慢性特定疾病医療費

の支給に要する費用の確保をはじめ、引き続き、指定都市及び中核市が適切に事業を実施できるよう、必

要な支援を行うこと。

三、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が地域において良質かつ適切な医療を受けることができる

よう、指定医療機関及び指定医の指定に当たり地域間格差が生じないよう取り組むとともに、専門医の育

特定疾病登録管理システムについては、入力率及び精度の向上を図るなど、 さらに、 成及び医療機関等のネットワーク等を通じた情報の共有化を含めた医療連携を図ること。また、小児慢性 本改正を踏まえ、 都道府県が策定する医療計画の見直しに際し、小児慢性特定疾病の医療提供体 その運用に万全を期すこと。

制について検討し、 必要な対応を行うことができるよう適切な情報提供を行うこと。

がらないよう、十分に配慮すること。

四、

小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に当たっては、

特に任意事業について、

地域間格差につな

五、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が成人しても切れ目のない医療及び自立支援が受けられる 等やその家族等の意見を聴き、その意向を十分反映すること。 化に鋭意取り組み、その確立を図ること。特に自立支援事業の実施に当たっては、小児慢性特定疾病児童 もに、就労状況や生活実態を適宜調査し、成人後の継続した医療や成人に対する各種自立支援との連携強 ようにすることが課題となっている現状に鑑み、指定難病の拡大、自立支援事業の取組促進等を図るとと

六、小児慢性特定疾病対策の欠かすことのできない基本の一つは治療法の確立であり、小児慢性特定疾病の 原因究明、治療法の研究開発に万全を期すこと。そのため、小児慢性特定疾病児童等のニーズを踏まえた

ては、 研究開発のための必要な予算の確保を行うこと。また、 治験等による有効性、安全性等の確認に基づき、その効能・効果の追加を積極的に検討すること。 既に薬事承認、 保険収載されている医薬品につい

七、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策の推進を

保障審議会において、広く小児慢性特定疾病児童等、 図るための基本的な方針の策定及び本法施行後の各種施策の進捗状況等の検証・評価に当たっては、 その家族団体、 小児慢性特定疾病施策に係る知見を 社 会

有する学識経験者、 地方公共団体等の意見を聴き、その意向を十分反映すること。

八、本法の基本理念である児童の健全育成を着実に実施するため、小児慢性特定疾病について、学校や地域

社会などにとどまらず、広く国民や企業などの理解の促進に取り組むとともに、長期入院児童等に対する

実など、社会参加のための施策に係る措置を早急かつ確実に講じること。さらに、その家族に対する支援 学習支援を含めた小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保や精神的ケア及び就労支援の一層の充

施策を充実すること。

右決議する。

労 祉 働 兀 年十 法五

平臣福 成 が祉児厚 定法童生 める 第福 年疾 十法省 六一患一の条昭 状 の和第 熊 五二 かのの十 ら程規 定 適 度 (に法五 平基律号 に る。成して 第 十き 百 七厚六 年生十 厚労 几 生労 働臣 第 省が六 告示が 定条 \mathcal{O} 小第二十三号) のる慢性疾患及びの二第一項及び第 Oび第 全部該工項 を次のことに厚生 改生き 正労働い、児 大童

成 十二月 + 八 日

七

日

用

す

生 労 働 大 崎

第の児 十規 童 四定 福 第児 表に 祉 童 ま基法項福 はでに掲げ 当づき当立 の祉 規法 第六条 定 *O* 該 に 小 基 第 児 *の* づ おりとする。
、慢性特定疾病ごとに厚生 き当該 項 の規定に基づき厚生労働大臣が定め 項の規定に基づき厚生 小 児慢 性特定疾病ごとに 一労働 労働 大臣 .厚 が 大 生労働-定 臣 め が める疾病の状態のる小児慢性は 定 大 8 臣 る小 が 定 児 めん慢 態特 る性 定 \mathcal{O} 程疾 疾 特 度病病定塩 は及の疾 び状病 態及恭 第同 条 のび久 表第程同か二度条

羰 袹 :新生!

げると

ら項

5 ウィ	4 悪性	3 悪性	2 悪性	を除く。)	経系腫瘍	(中枢神	固形腫瘍 1 悪性	区分 番号
ウイルムス腫瘍/腎	性ラブドイド腫瘍	性骨巨細胞腫	上 黒色腫				性胸腺腫	疾病
芽腫								有名
同上	同上	同上	同上	認められた場合は、再度対象とする。	た場合は対象としないが、再発等が	場合。治療終了後から5年を経過し	組織と部位が明確に診断されている	疾病の状態の程度

		ı			ı		ı	ı	T		ı			ı			r		ı		
27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
線維肉腫	線維形成性小円形細胞腫瘍	性索間質性腫瘍		賢明細胞肉腫	腎細胞癌	神経節芽腫	神経芽腫	上咽頭癌	(w) () () () () () () () () ()	脂肪肉腫	混合性胚細胞腫瘍	骨肉腫	骨軟骨腫症	甲状腺癌	胸膜肺芽腫	気管支腫瘍	肝細胞癌	肝芽腫	滑膜肉腫	褐色細胞腫	横紋筋肉腫
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	司 上	同上	司 上	同上	同上	同上		同上	同上	同上

	-	
同上	56 神経節膠腫	
	55 神経 鞘 腫	
	54 松果体腫	
同上	53 上衣腫	
同上	52 廖芽腫	
同上	51 奇形腫(頭蓋内及び脊柱管内に限る。)	
同上	50 下垂体腺腫	
同上	49 異型奇形腫瘍/ラブドイド腫瘍	
、再度対象とする。		
ないが、再発等が認められた場合は		
から5年を経過した場合は対象とし		
であっても対象とする。治療終了後		
た場合。病理診断が困難である場合		
脳(脊髄)腫瘍であることを確認し		系腫瘍
頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、	[48	中枢神経
	47 45及び46に掲げるもののほか、組織球症	
同上	46 ランゲルハンス細胞組織球症	
認められた場合は、再度対象とする。		
た場合は対象としないが、再発等が		
場合。治療終了後から5年を経過し		
組織と部位が明確に診断されている	[45 血球貪食性リンパ組織球症	組織球症

							白魚														
	T	T	T	T			彪			T		ı		ı							
7 2	73	72	71				70		69	68	67		66	65	64	63	62	61	60	59	58
如字 岩 母 器 杂 子 仝 全 岳	急性赤白血病	急性骨髓単球性白血病	急性骨髓性白血病、最未分化				急性巨核芽球性白血病	神経系腫瘍	48から68までに掲げるもののほか、中枢	毛樣細胞性星細胞腫	脈絡 叢乳頭腫	に限る。)	未分化神経外胚葉性腫瘍(中枢性のもの	<u> 乏突起神経膠腫</u>	びまん性星細胞腫	退形成性星細胞腫	脊索腫	頭蓋内胚細胞腫瘍	頭蓋咽頭腫	髄膜腫	髄芽腫
	同上	同上	同上	認められた場合は、再度対象とする。	た場合は対象としないが、再発等が	場合。治療終了後から5年を経過し	組織と部位が明確に診断されている		司上	司上	同上		 司上	川 上		同上	同上	同上	同上	同上	同上

									リンパ腫												
	91	90	89	88	87				86		85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75
パ腫	86から90までに掲げるもののほか、リン	未分化大細胞リンパ腫	ホジキンリンパ腫	Bリンパ芽球性リンパ腫	Tリンパ芽球性リンパ腫				成熟B細胞リンパ腫	病	70から84までに掲げるもののほか、白血	慢性骨髓单球性白血病	慢性骨髓性白血病	NK (ナチュラルキラー) 細胞白血病	T細胞急性リンパ性白血病	前駆B細胞急性リンパ性白血病	成熟を伴わない急性骨髄性白血病	成熟を伴う急性骨髄性白血病	成熟B細胞急性リンパ性白血病	若年性骨髄単球性白血病	急性単球性白血病
	司上	同上	同上	同上	同上	認められた場合は、再度対象とする。	た場合は対象としないが、再発等が	場合。治療終了後から5年を経過し	組織と部位が明確に診断されている		司上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

紫纜

この表に掲げる疾病についてヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度であって、第五表備考に定める基準を満たすものを対象とする。 1表 慢性腎疾患

第二

		腎奇形	群	マン症候	ギッテル	腎症	酸血症性	年性高尿	家族性若	< °)	ものを深	が原因の	尿路奇形	萎縮腎(ド賢	アッロイ	区分
6		വ			4				ω					2		_	番号
腎無形成		寡巨大糸球体症			ギッテルマ				家族性若年					萎縮腎(原		アミロイド腎	
		水体症			ギッテルマン症候群				家族性若年性高尿酸血症性腎症					(尿路奇形が原因のものを除く。		で買	疾病
									性腎症)ものを除く。)			名
同上	植を行った場合	腎機能低下がみられる場合又は腎移		は腎移植を行った場合	治療で薬物療法を行っている場合又			は腎移植を行った場合	治療で薬物療法を行っている場合又				植を行った場合	腎機能低下がみられる場合又は腎移	は腎移植を行った場合	治療で薬物療法を行っている場合又	疾病の状態の程度

	T																				
尿路奇形	ベメ	アジドー	尿細管性		五	腎尿管結	漸	腎動静脈	栓症	腎静脈血	高血圧	腎血管性									
17			16			15		14		13		12		11		10		9		∞	7
閉塞性尿路疾患			尿細管性アシドーシス			野尿管結石		腎動静脈瘻	5	腎静脈血栓症		腎血管性高血圧		5から10までに掲げるもののほか、腎奇		ポッター症候群		低形成腎		多発性囊胞腎	多囊胞性異形成腎
腎機能低下がみられる場合、泌尿器		は腎移植を行った場合	治療で薬物療法を行っている場合又	行った場合	科的手術を行った場合又は腎移植を	腎機能低下がみられる場合、泌尿器	植を行った場合	腎機能低下がみられる場合又は腎移	は腎移植を行った場合	治療で薬物療法を行っている場合又	は腎移植を行った場合	治療で薬物療法を行っている場合又	植を行った場合	腎機能低下がみられる場合又は腎移	は腎移植を行った場合	治療で薬物療法を行っている場合又	植を行った場合	腎機能低下がみられる場合又は腎移	は腎移植を行った場合	治療で薬物療法を行っている場合又	同上

22 びまん性メサンギウム硬化症	21 微小変化型ネフローゼ症候群	ネフロー 20 巣状分節性糸球体硬化症 ゼ症候群	18 膀胱尿管逆流(下部尿路の閉塞性尿路疾患による場合を除く。) 19 17及び18に掲げるもののほか、尿路奇形
次のいずれかに該当する場合 ア 先天性ネフローゼ症候群の場合 イ 治療で薬物療法を行っている場	次のいずれかに該当する場合 ア 半年間で3回以上再発した場合 又は1年間に4回以上再発した場合 合 イ 治療で免疫抑制薬又は生物学的 製剤を用いる場合 ウ 腎移植を行った場合	病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうちーつ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合	科的手術を行った場合又は腎移植を 行った場合 塞性尿路疾 同上 、尿路奇形 同上

症候群	バーター 27 バーター症候群	癆	ネフロン 26 ネフロン密								ローゼ症候群	25 20から24まで1						24 膜性腎症	23 フィンランド型	
												20から24までに掲げるもののほか、ネフ							ド型先天性ネフローゼ症候群	
は腎移植を行った場合	治療で薬物療法を行っている場合又	は腎移植を行った場合	治療で薬物療法を行っている場合又	オ 腎移植を行った場合	候群の場合	エ ステロイド抵抗性ネフローゼ症	製剤を用いる場合	ウ 治療で免疫抑制薬又は生物学的	又は1年間に4回以上再発した場	イ 半年間で3回以上再発した場合	ア 先天性ネフローゼ症候群の場合	次のいずれかに該当する場合	った場合	つ以上を用いる場合又は腎移植を行	ブミン製剤若しくは降圧薬のうち一	製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アル	テロイド薬、免疫抑制薬、生物学的	病理診断で診断が確定し、治療でス	同上	ウ 腎移植を行った場合

				文 理 H	アニ群県
				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	ン点(
	1		1	Ţ,	口候
<u></u>	32	<u>ن</u> 1	30	7	228
抗糸球体基底膜腎炎(グッドパスチャー症候群)	急速進行性糸球体腎炎 (多発血管炎性肉芽腫症によるものに限る。)	忌速進行性米球体腎炎(顕微鏡的多発皿管炎によるものに限る。)	ン症候群		
- 病理診断で診断が確定し、治療でステロイド薬、免疫抑制薬、生物学的関剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルーブミン製剤若しくは降圧薬のうちー	同上	1. 汚埋診断で診断か確定し、治療でみテロイド薬、免疫抑制薬、生物学的製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アルブミン製剤若しくは降圧薬のうちーつ以上を用いる場合	治療で薬物療法を行っている場 は腎移植を行った場合	ではずり、でのでにたり、行気、く テロイド薬、免疫抑制薬、生物学的 製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アル ブミン製剤若しくは降圧薬のうちー つ以上を用いる場合又は腎移植を行った場合	で薬物療法を行っている場 移植を行った場合 参転で参照が確守! 必要

馬子製型で発生し、
回
月月上
った場
S
Ų
製剤、
41
病理診断で診断
□▷
を用いる場合又
換療法若しくは
生物学的製剤、
治療
同上
川
J
•

			大田
治療に掛物療法を介している場合	46 口 ウ 症 候 群	4	口ウ症候
			のを除く
			原因のも
			路奇形が
			腎炎(尿
植を行った場合	のものを除く。)		管間質性
₹因┃腎機能低下がみられる場合又は腎移	45 慢性尿細管間質性腎炎(尿路奇形が原因	4.	慢性尿細
) 同上	44 慢性腎不全(腎腫瘍によるものに限る。	4.	
植を行った場合	によるものに限る。)		
声	43 慢性腎不全(急性尿細管壊死又は腎虚	4	慢性腎不
植を行った場合	2		腎炎
腎機能低下がみられる場合又は腎移	42 慢性腎盂腎炎	4	慢性腎盂
った場合	5		2.
つ以上を用いる場合又は腎移植を行			
ブミン製剤若しくは降圧薬のうち-			
製剤、抗凝固薬、抗血小板薬、アル			
テロイド薬、免疫抑制薬、生物学的	糸球体腎炎		
慢性 病理診断で診断が確定し、治療	41 29から40までに掲げるもののほか、慢	4	
つ以上を用いる場合			
ブミン製剤若しくは降圧薬のうちー			

光慣

この表で掲げる疾病についてヒト成長ホルモン治療を行う場合においては、この表に定める疾病の状態の程度が腎機能低下が見られる場合であって、第五表備考に定める基準を満たすものを

対象とする。 第<u>三表</u> 慢性呼吸器疾患

ア 1年以内に3か月に3回以上の大発作があった場合 イ 1年以内に意識障害を伴う大発作があった場合 ウ 治療で人工呼吸管理又は挿管を行う場合 エ 生物学的製剤の投与を行った場合 合 おおむね1か月以上の長期入院			ÇIII
次のいずれかに該当する場合	気管支喘息 	ΟΊ	気管 支喘
気管支炎や肺炎を繰り返す場合	気管支拡張症 	4	気管支拡 張症
同上	肺胞微石症	ಬ	
同上	特発性間質性肺炎	2	
	間質性肺疾患を含む。)		※
左欄の疾病名に該当する場合	先天性肺胞蛋白症(遺伝子異常が原因の	\vdash	間質性肺
疾病の状態の程度	疾,病 名	番号	区分

治療が必要な場合	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー症候 群を含む。)	9	線毛機能 不全症候
を必要とするものをいう。)、酸素療法、中心静脈栄養又は横隔膜ペーシングのうち一つ以上を行う場合			気症候群
切開術後、経鼻エアウェイ等の処置			枢性低换
治療で呼吸管理(人工呼吸器、気管	先天性中枢性低換気症候群	8	先天性中
			隔膜ヘルニア
治療が必要な場合	先天性横隔膜ヘルニア	7	先天性横
術要、菜行。、(咽は後と気養行。、(咽は後と気養り助し、関力に動し、調力、調力、場調調が形態をない、はなななな、どを、発し、なり、発気を無経、どを調り、			
治療で呼吸管理(人工呼吸器、気管	気道狭窄	6	気道狭窄
療法を行う場合)- -

					徭									T							
症	冶 室	脈乡	_ ⇒	NZI	四贵	ر الس	腫/	<u></u>				無	運注	気管	民	維犯	無	I	4	特発	群
		欠損	側肺	区分		パ管腫症	U	>.					生時	洲	塞性	流	胞性	\(\frac{\lambda}{\cdot}\)	(1)	各性	
	。腔	51	曹		墨产	症	(徊					肺疾	炎	淄		線	K	Aľ	肺	
	2		1	番号	慢性心疾患			14					13		12		11			10	
	右室二腔症		一側肺動脈欠損	疾 病 名	544			リンパ管腫/リンパ管腫症					慢性肺疾患		閉塞性細気管支炎		囊胞性線維症			特発性肺ヘモジデローシス	
たす場合	であるる	くは第3基準を満たす場合	治療中である場合又は第2基準若し	疾病の状態の程度				治療が必要な場合	上を行う場合	療法又は中心静脈栄養のうち一つ以	を必要とするものをいう。)、酸素	切開術後、経鼻エアウェイ等の処置	治療で呼吸管理(人工呼吸器、気管		治療が必要な場合		治療が必要な場合			治療が必要な場合	

型に	語金載 日本大人位 展 シ 記 血 血 温 タ は な ま ク 記 タ り ね	1病も(全中症全転全口動ににの(型隔(大位房)脈にを、房欠(血症室ク却		近崎凱 動症病も〜全中症全転全口動病。脈(にの)型隔 大位房ツ脳性が瘤 狭川よを 房欠 血症室ク却	
	9 8	9 8 7	9 8 7 6	9 8 7 6 5	9 8 7 6 51 4
		完全型原 完全	。) 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原	三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	据
	完全大血管転位症完全房室ブロック	型房室中隔欠損症 (症) (注) (大血管転位症) (房室ブロック	一	世 世 世 世 世 日 日 日 日 日	道 動 日 恵 日 財 日 財 日 財 日 日 財 日 日
77	· 拉	造流	帰機に関する。	一	
		(完全型心内膜床			
		型心内膜床	ものを除く型心内膜床	ののを解え	のを察へ
くは第3 左欄の疾		治た治療を	m 狭わ治た 治た 治療を 一様す (療す)	一常狭わ治た 治た 治過所発れ療す 嬢す 嬢	左 一常狭わ治た 治た 治欄 過所発れ療す 療す 療す
中でのる物団×は男ヶ毎第3基準を満たす場合の疾病名に該当する場合	え カ は 二 は 、 に に に に に に に に に に に に に	中である場合又は第2基準を満場合	の を確認し、継続的な治療が行ている場合 中である場合又は第2基準を満場合	性でないこよが確実な冠動脈異見(拡張、瘤形成、巨大瘤又は)を確認し、継続的な治療が行ている場合 中である場合又は第2基準を満場合	の疾病名に該当する場合性でないことが確実な冠性でないことが確実な冠見(拡張、瘤形成、巨大見(拡張、瘤形成、巨大力である場合又は第2基中である場合又は第2基中である場合又は第2基場合
満たす場場	中である場合又は第2基滙若1.	 合 又 は 第	・	が影響が発生が影響が、一会は、一般に対して、一般に対して、一般に対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	製製 が 資産 、
影響がいる。	[₹] >		内である。	東 内 第 第 本 では、日 な 日 な 日 な 日 な 日 な 日 な 日 な 日 ま ま ま ま ま	1 数 数 数 数 数 数 数 数 数

二心房			成症候	左心低	交通症	左室右	筋症	拘束型心				血管輪		疾患	虚自住心	症候群	Q T 尩	ħ	脚ブロ		
· H	ו	<u> </u>	群	悉		房		ŗ							ŗ		畑		্		
٥ <i>ا</i>	I	23		22		21		20	19	18		17	16		15		14		13		12
一小夕間必止		三心房心		左心低形成症候群		左室右房交通症		拘束型心筋症	17及び18に掲げるもののほか、血管輪	重複大動脈弓症		左肺動脈右肺動脈起始症	心筋梗塞		狭心症		QT延長症候群		脚ブロック	始異常	10及び11に掲げるもののほか、冠動脈起
「卉敷耳のあれ△▽耐2キシ中쭥が	場合	治療中である場合又は第2基準を満	くは第3基準を満たす場合	治療中である場合又は第2基準若し	たす場合	治療中である場合又は第2基準を満		左欄の疾病名に該当する場合	同上	同上	たす場合	治療中である場合又は第2基準を満	同上	たす場合	治療中である場合又は第2基準を満		左欄の疾病名に該当する場合	たす場合	治療中である場合又は第2基準を満		

鎖症			くは第3基準を満たす場合
収縮性心膜炎	25	収縮性心膜炎	第1基準を満たす場合
上室頻拍	26	上室頻拍(WPW症候群によるものに限	第1基準を満たす場合
	27	多源性心房頻拍	千旦
	28	26及び27に掲げるもののほか、上室頻拍	十旦
心筋緻密	29	心筋緻密化障害	治療中である場合又は第2基準を満
化障害			たす場合
心室細動	30	心室細動	左欄の疾病名に該当する場合
心室中隔	31	心室中隔欠損症	治療中である場合又は第2基準を満
欠損症			たす場合
心室頻拍	32	カテコラミン誘発多形性心室頻拍	第1基準を満たす場合
	33	ベラパミル感受性心室頻拍	同上
	34	32及び33に掲げるもののほか、心室頻拍	十日 土田
心室。	35	心室瘤	第1基準を満たす場合
心臟腫瘍	36	<u>樂</u> 種湯	を計画を 発出工業のでは、 は、第1工業のである。 は、第1工業のである。
心臟弁膜	37	三尖弁狭窄症	療工
	38	三尖弁閉鎖不全症	┝
	39	僧帽弁狭窄症	同上

				Τ,	_		1						T	<u> </u>			Γ				
遺残症	総動脈幹	膜欠損症	先天性心	転位症	正大血管	先天性修					欠損症	心房中隔	心房粗動	心房細動	維弾性症	心内膜線					
	54		53			52		51	50	49		48	47	46		45	44	43	42	41	40
	総動脈幹遺残症		先天性心膜欠損症			先天性修正大血管転位症	膜床欠損症)	不完全型房室中隔欠損症(不完全型心内	二次孔型心房中隔欠損症	単心房症		静脈洞型心房中隔欠損症	心房粗動	心房細動		心内膜線維弾性症	肺動脈弁閉鎖不全症	肺動脈弁狭窄症	大動脈弁閉鎖不全症	大動脈弁狭窄症	僧帽弁閉鎖不全症
くは第3基準を満たす場合	治療中である場合又は第2基準若し	たす場合	治療中である場合又は第2基準を満		くは第3基準を満たす場合	治療中である場合又は第2基準若し		1 同上	同上	同上	たす場合	治療中である場合又は第2基準を満	第1基準を満たす場合	第1基準を満たす場合		左欄の疾病名に該当する場合	同上	同上	司上	同上	同上

62 58; 期限	大動脈肺 63 大員		후 64	帝 (1) (64 (65	新 65 66
28から61までに掲げるもののほか、大動に共立。	天	斯狭窄症 大動脈肺動脈窓	斯狭窄症 大動脈肺動脈窓 大動脈弁下狭窄症	原狭窄症 大動脈肺動脈窓 大動脈弁下狭窄症 大動脈 瘤 (バルサルバ洞動脈 瘤 を除く。)	3
司上		治療中である場合又は第2基準を満たす場合	中である場合又は第2基準を 場合 中である場合又は第2基準を 場合	である場合又は第2基準を 合 である場合又は第2基準を 合 場合又は破裂が予想される	中である場合又は第2基準を 場合 中である場合又は第2基準を 場合 の場合又は破裂が予想される

肺動		紹治	斯動	窄症	斯静		流異	肺静		症候	内 臟	存症	動脈	侯群	淌不				動静		単う
5票.		, , , ,	票	, , ,,	票		疟	票		排	雏、	111	徊	7115	$\not\cong$				新順		/出
<u> </u>			狭		狭		点	諴		<u> </u>	計		黑		症		<u> </u>		が重め	i.	点
81	80		79		78	77		76	75		74		73		72	71	70		69		88
肺動脈上行大動脈起始症	末梢性肺動脈狭窄症	*	肺動脈弁上狭窄症	*	肺静脈狹窄症	部分肺静脈還流異常症		総肺静脈還流異常症	無顨症候群		多牌症候群		動脈管開存症		洞不全症候群	69及び70に掲げるもののほか、動静脈瘻	肺動静脈瘻		冠動脈瘻		単心室症
治療中である場合又は第2基準若し	同上	たす場合	治療中である場合又は第2基準を満	くは第3基準を満たす場合	治療中である場合又は第2基準若し	同上	くは第3基準を満たす場合	治療中である場合又は第2基準若し	同上	くは第3基準を満たす場合	治療中である場合又は第2基準若し	たす場合	治療中である場合又は第2基準を満		左欄の疾病名に該当する場合	同上	同上	たす場合	かるるの	くは第3基準を満たす場合	治療中である場合又は第2基準若し

治療中である場合又は第2基準を満 たす場合	0 不整脈源性右室心筋症	90	不整脈源性右筆心
			ン術後症候群
フォンタン型手術を行った場合	9 フォンタン術後症候群	89	フォンタ
くは第3基準を満たす場合			四後症
治療中である場合又は第2基準若し	8 ファロー四徴症	88	ファロー
			筋 症
左欄の疾病名に該当する場合	7 肥大型心筋症	87	肥大型心
くは第3基準を満たす場合			欠損
治療中である場合又は第2基準若し	6 肺動脈弁欠損	86	肺動脈弁
たす場合			下狭窄症
治療中である場合又は第2基準を満	5 肺動脈弁下狭窄症	85	肺動脈弁
同上	4 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	84	
くは第3基準を満たす場合			鎖症
治療中である場合又は第2基準若し	3 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	83	肺動脈閉
			症
			肺高血圧
左欄の疾病名に該当する場合	2 肺動脈性肺高血圧症	82	肺動脈性
			起始症
くは第3基準を満たす場合			行大動脈

			流
たす場合			左室起始
治療中である場合又は第2基準を満	両大血管左室起始症	97	両大血管
たす場合	グ奇形を除く。)		
治療中である場合又は第2基準を満	両大血管右室起始症 (タウジッヒ・ビン	96	流
くは第3基準を満たす場合			右室起始
治療中である場合又は第2基準若し	タウジッヒ・ビング奇形	95	両大血管
			ック
			2型ブロ
左欄の疾病名に該当する場合	モビッツ 2 型ブロック	94	キズッツ
くは第3基準を満たす場合			Ù
治療中である場合又は第2基準若し	慢性肺性心	93	慢性肺性
			炎
第1基準を満たす場合	慢性心膜炎	92	慢性心膜
第1基準を満たす場合	慢性心筋炎	91	慢性心筋炎
			益
		•	

推業

準をいう。 本表中 徭 基準」 徭 0 基準」 込及 「第3 基準」 とは、 それぞれ次の表の右欄に掲げ が基

徭 **;1基準** 治療で強心薬、 β 遮断薬又は肺血管拡張薬のいずれかが投与されている場合 利尿薬、 抗不整脈薬、 抗血小板薬、 抗凝固薬、 がある # Š 流 (1 $\overset{\circ}{\sim}$ 徊 批張薬

	第3基準					第2基準
ア、治療及び経過観察が必要な場合であること。	最終手術不能のためチアノーゼがあり、死に至る可能性を減らすための濃厚なケ	⑦左室駆出率0.6以下、⑧心胸郭比60%以上、⑨圧較差20mmHg以上の大動脈再狭窄	心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房粗細動又は高度房室ブロック。	の房室弁逆流、④2度以上の半月弁逆流、⑤圧較差20mmHg以上の大動脈狭窄、⑥	40mmHg以上)、②肺動脈狭窄症(右室—肺動脈圧較差20mmHg以上)、③2 度以上	次の①から⑨までのいずれタシが認められていること。①肺高血圧症(収縮期血圧

7. 1. 1. 1.	40mmHg以上)、②肺動脈狭窄症(右室一肺動脈圧の房室弁逆流、④2度以上の半月弁逆流、⑤圧較心室性期外収縮、上室性頻拍、心室性頻拍、心房で左室駆出率0.6以下、⑧心胸郭比60%以上、⑨圧	動脈圧較差20mmHg以上)、③2 g以上 ⑤圧較差20mmHg以上の大動脈狭窄、⑥ ⑤圧較差20mmHg以上の大動脈狭窄、⑥ 、心房粗細動又は高度房室ブロック st.、⑥圧較差20mmHg以上の大動脈再狭窄
第3基準	最終手術不能のためチアノーゼがあり、死に至る ア、治療及び経過観察が必要な場合であること。	至る可能性を減らすための濃厚なケと。
第五表 内分泌	内分泌疾患	
区分	番号 疾 病 名	疾病の状態の程度
アルドス	1 アルドステロン症	治療で補充療法、機能抑制療法その
テロン症		他の薬物療法を行っている場合
アンドロ	2 アンドロゲン過剰症(ゴナドトロピン依	治療で補充療法、機能抑制療法その
ゲン過剰	存性思春期早発症及びゴナドトロピン非	他の薬物療法を行っている場合
症(思春	依存性思春期早発症を除く。)	
期早発症		
深へ。		\ \ \ \ \ \
ゲン過剰	びゴナドトロピン非	他の薬物療法を行っている場合
症(思春	依存性思春期早発症を除く。)	
期早発症		
を除く。)		

				1									1							
		グ症候群	クッシン				低下症	狀腺機能	為性副甲	ロン症	ルドステ	為性低ア	巨人症	下垂体性					能低下症	下垂体機
12	11		10		9				8			7		6	5					4
郵船	クッシング病	産生症候群	異所性副腎皮質刺激ホルモン (ACTH)	状腺機能低下症を除く。)	為性副甲状腺機能低下症(為性為性副甲				為性為性副甲状腺機能低下症			為性低アルドステロン症		下垂体性巨人症	先天性下垂体機能低下症					後天性下垂体機能低下症
十二	同上	他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その		同上	合も対象とする。	タミンDの維持療法を行っている場	他の薬物療法を行っている場合。ビ	治療で補充療法、機能抑制療法その		他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その	他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その	同上	のに限る。	には、備考に定める基準を満たすも	だし、成長ホルモン治療を行う場合	他の薬物療法を行っている場合。た	治療で補充療法、機能抑制療法その

高ゴナド20精巣形成不全トロピン21卵巣形成不全性性腺機2220及び21に掲	ゴナ × 20 × 21 ;	ゴナド 20)			19 17及び18に掲げる	18 先天性高イン		(任)	リン目布	「		住へる病	リン自症	原発性低 16 原発性低リ	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	グルカゴ 15 グルカゴノーマ	シング症候群	14 10から13ま	13 副腎皮質結節性過形成	
	20及び21に掲げるもののほか、高ゴナド			血糖症	掲げるもののほか、高インス	ソスリン自信				1				ン血症性くる病		~~	蛘	でに掲げるもののほか、ケッ	 作過形成	
	治療で補充療法、機能抑制療法その	同上	治療で補充療法を行っている場合		同上	同上	上を行っている場合	栄養等の栄養療法のいずれか一つ以	他の薬物療法又は胃瘻、持続経鼻	治療で補充療法、機能抑制療法その	合も対象とする。	タミンDの維持療法を行っている場	他の薬物療法を行っている場合。ビ	治療で補充療法、機能抑制療法その	他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その			<u>ji</u>	

					•			•										,			
アキン(抗利尿ホ	症	クチン自	声プロラ	京 症	ルモン不	甲状腺ホ										能低下症	甲状腺機		能亢進症	甲状腺機
	34			33			32		31	30		29	28		27	26		25	24		23
侯群	抗利尿ホルモン (ADH) 不適合分泌症			高プロラクチン血症			甲状腺ホルモン不応症	性甲状腺機能低下症	28から30までに掲げるもののほか、先天	無甲状腺症	症(先天性に限る。)	甲状腺刺激ホルモン(TSH)分泌低下	異所性甲状腺	状腺機能低下症	25及び26に掲げるもののほか、後天性甲	橋本病		萎縮性甲状腺炎	バセドウ病		甲状腺機能亢進症(バセドウ病を除く。)
他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その		他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その		他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その		同上	同上		同上	同上		同上	同上	他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その	1日 土 土 日	他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その

不適合分 総定候群 骨形成不全症 全症 自己免疫 体多内分 群 期 早 36 自己免疫性多 性多内分 群 期 早 37 自己免疫性多 形
野形成不全症 自己免疫性多内分泌腺症候群 1 型 自己免疫性多内分泌腺症候群 2 型 ゴナドトロピン依存性思春期早発症 ゴナドトロピン非依存性思春期早発症 前肪異栄養症(脂肪萎縮症)
成 免 免
世 思 田 田 日 日 日 日 日 円 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
35 章
35 由 車
35 田 瑱
分類 イ幣分 35 骨
英 十 35 骨
会分 食 群 成 不 35
適合分 症候群 形成不 35
適合 症候
$\triangleleft \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \!$

腺腫									钟	性分			東東東	不全	H)	H ('	及灵灵		车前	H)	
様甲		ı	I	I		I	I		ı	分化疾			益	产	分泌	\widehat{G}	サイ		侯群	不存	
55	54	53	52		51	50		49		48		47					46			45	
腺腫樣甲狀腺腫	卵精巣性性分化疾患	46, XX性分化疾患	混合性性腺異形成症	XY性分化疾患	48から50までに掲げるもののほか、46,	5 α —還元酵素欠損症	欠損症	17β―ヒドロキシステロイド脱水素酵素		アンドロゲン不応症	症(脳の器質的原因によるものを除く。)	成長ホルモン(GH)分泌不全性低身長				症(脳の器質的原因によるものに限る。)	成長ホルモン(GH)分泌不全性低身長	応症を除く。)	ンスリン様成長因子1 (IGF-1)不	成長ホルモン(GH)不応性症候群(イ	
治療で補充療法、機能抑制療法その	同上	同上	同上		同上	同上		同上	他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その		同上	のに限る。	には、備考に定める基準を満たすも	だし、成長ホルモン治療を行う場合	他の薬物療法を行っている場合。た	治療で補充療法、機能抑制療法その			同上	

中核性猫				分泌腫瘍	多発性内	群	卵巢症候	多囊胞性	94							流	腎過形成	先天性副	莊	先端巨大	狀腺腫
68		67	66		65			64		63	62	61	60	59		58		57		56	
中枢性塩喪失症候群	分泌腫瘍	65及び66に掲げるもののほか、多発性内	多発性内分泌腫瘍2型(シップル症候群)	群)	多発性内分泌腫瘍1型(ウェルマー症候			多囊胞性卵巢症候群	性副腎過形成症	57から62までに掲げるもののほか、先天	リポイド副腎過形成症	P450酸化還元酵素欠損症	21一水酸化酵素欠損症	17α-水酸化酵素欠損症	欠損症	3β―ヒドロキシステロイド脱水素酵素		11β—水酸化酵素欠損症		先端巨大症	
治療で補充療法、機能抑制療法その		同上	同上	必要な場合	手術を実施し、かつ、術後も治療が		他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その		同上	同上	同上	同上	同上		同上	他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その	他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その	他の薬物療法を行っている場合

				屎					養		笳		ァ	纸			流	K	庻	群	淵
アカッソ				崩症					福	. 骨 興 栄	低下症	性腺機	ロ	ゴナド			,	ステロン	アルド		失症候
70	78	77		76	75					74		73		72		71	70		69		
アカミン口体方外し 2点	中枢性尿崩症	腎性尿崩症	本態性高ナトリウム血症)	口渇中枢障害を伴う高ナトリウム血症(軟骨無形成症					軟骨低形成症	ルマン症候群を除く。)	低ゴナドトロピン性性腺機能低下症(カ		カルマン症候群	ステロン症	69及び70に掲げるもののほか、低アルド	低レニン性低アルドステロン症		アルドステロン合成酵素欠損症		
<i>して</i> 式 学には でくれる はいない とり とり とり こう しょう しょう しょう しょく	同上	同上	他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その	同上	のに限る。	には、備考に定める基準を満たすも	だし、成長ホルモン治療を行う場合	他の薬物療法を行っている場合。た	治療で補充療法、機能抑制療法その		丁目	他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その		同上	同上	他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その		他の薬物療法を行っている場合

			1	坎	\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			25	機	三		信	旅	皿		神	D			\wedge	D
			低下症	と質機能	慢性副腎			泊	幾能低下	刊甲状腺		ייין	機能亢進	川甲状腺		事 軟化症)抵抗性	ビタッン		んの様)依存性
				ממ	- Ж				71	- THE			11111	XIII.		וות					
87		86	85		84	83				82				81				80			
副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)不応	欠損症	副腎皮質刺激ホルモン(ACTH)単独	先天性副腎低形成症		グルココルチコイド抵抗症	副甲状腺欠損症			聚<。)	副甲状腺機能低下症(副甲状腺欠損症を				副甲状腺機能亢進症				ビタミンD抵抗性骨軟化症			
同上		同上	同上	他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その	同上	合も対象とする。	タミンDの維持療法を行っている場	他の薬物療法を行っている場合。ビ	治療で補充療法、機能抑制療法その	合も対象とする。	タミンDの維持療法を行っている場	他の薬物療法を行っている場合。ビ	治療で補充療法、機能抑制療法その	合も対象とする。	タミンDの維持療法を行っている場	他の薬物療法を行っている場合。ビ	治療で補充療法、機能抑制療法その	合も対象とする。	タミンDの維持療法を行っている場	他の薬物療法を行っている場合。ビ

	1			症候群	その色の	患を伴う	内分泌疾	侯群	リドル症	若羊	過剰症候	ドファチュイト	鉱質コル	見かけの			_
94	93	92					91		90					89		88	
プラダー・ウィリ症候群	バルデー・ビードル症候群	ヌーナン症候群					ターナー症候群		リドル症候群				AME症候群)	見かけの鉱質コルチコイド過剰症候群(副腎皮質機能低下症(アジソン病を含む。)	84から87までに掲げるもののほか、慢性	症
治療で補充療法、機能抑制療法その他の薬物療法を行っている場合。 ただし、成長ホルモン治療を行う場合には、備考に定める基準を満たす	同上	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合	のに限る。	には、備考に定める基準を満たすも	だし、成長ホルモン治療を行う場合	他の薬物療法を行っている場合。た	治療で補充療法、機能抑制療法その	他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その				他の薬物療法を行っている場合	治療で補充療法、機能抑制療法その		司上	

			ものに限る。
	95	マッキューン・オルブライト症候群	治療で補充療法、機能抑制療法その
			他の薬物療法を行っている場合
1112			

編光

基準を満たすものを対象とする ト成長ホルモン治療を行う場合においては、 (1 の表に 定める疾病の状態の程度 であり て次の

I 開始基準

新たに治療を開始する場合は、次の要件を満たすこと。

- 低身長症(脳の器質的原因によるものを除く。)による低身長の場合 次のいずれも満た は、(3)を満たしていれば足りること こと。ただし、乳幼児で成長ホルモン分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある場 後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症又は成長ホルモン(GH)分泌不全
-) 現在の身長が別表第一に掲げる値以下であること。
- 河 IGF-1 (ソマトメジンC) 値が200ng/ml未満 (5歳未満の場合は、150ng/ml未 であること。
- 合に限る。)の全ての結果 は1種以上、その他の場合は2種以上の成長ホルモン分泌刺激試験(空腹下で行われた場 ´ml(GHRP―2負荷では16ng/ml)以下であること。 乳幼児で成長ホルモン(GH)分泌不全が原因と考えられる症候性低血糖がある (試験前の測定値を含む。)で、成長ホルモンの最高値が6
- 成長ホルモン(GH)分泌不全性低身長症(脳の器質的原因によるものに限る。)以上の成長ホルモン分泌刺激試験(空腹下で行われた場合に限る。)の全ての結果 の測定値を含む。)で、成長ホルモンの最高値が $6 \, \mathrm{ng/ml}$ (GHRP-2負荷では $16 \, \mathrm{ng/ml}$ (試驗前

2

- 以下にある場合に限る。)、ターナー 次のいずれかに該当すること。 症候群又はプラダー・ ウィリ症候群に 9-Ø 低身長の
- 1) 現在の身長が別表第二に掲げる値以下であること。
- 年間の成長速度が、2年以上にわたって別表第三に掲げる値以下であるこ

 \sim

- ω 下であること。 軟骨低形成症又は軟骨無形成症による低身長の場合 現在の身長が別表第四に掲げる値以
- 4 慢性腎不全による低身長の場合 現在の身長が別表第一に掲げる値以下であるこ °

[継続基準

次のいずれかに該当すること。

- 身長症 6.0cm/年以上又は治療中1年間の成長速度と治療前1年間の成長速度との差が2.0cm/年以 症(脳の器質的原因によるものを除く。)による低身長の場合 初年度は、年間成長速度が 上であること。治療2年目以降は、年間成長速度が3.0cm/年以上であること。 後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症、成長ホルモン(GH)分泌不全性 (脳の器質的原因によるものに限る。)又は成長ホルモン (GH) 分泌不全性低身 XIII
- 2 (1 成長速度が2.0cm/年以上であること。治療3年目以降は、年間成長速度が1.0cm/年以上で 度と治療前1年間の成長速度との差が1.0cm/年以上であること。治療2年目以降は、年間 慢性腎不全、ターナー症候群、プラダー・ウィリ症候群、軟骨低形成症又は軟骨無形成症 よる低身長の場合 $\overset{\circ}{\smile}$ 初年度は、年間成長速度が4.0cm/年以上又は治療中1年間の成長速

m 終了基準

男子にあっては身長156.4cm、女子にあっては身長145.4cmに達したこと。

									评	廖原病疾	, 34								侯群	血管炎症	区分 番号
11	10	9	8	7						6	ပၢ	4	ಬ	2						_	坦
ベーチェット病	皮膚筋炎/多発性筋炎	全身性エリテマトーデス	若年性特発性関節炎	シェーグレン症候群						抗リン脂質抗体症候群	多発血管炎性肉芽腫症	高安動脈炎	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	顕微鏡的多発血管炎						結節性多発動脈炎	疾病名
同上	同上	同上	同上	同上	つ以上を用いている場合	学的製剤又は血 漿 交換療法のうち―	1、強心利尿薬、理学作業療法、生物	薬、抗凝固療法、γグロブリン製剤	テロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制	治療で非ステロイド系抗灸症薬、ス	司卜	同上	同上	同上	つ以上を用いている場合	学的製剤又は血漿交換療法のうち一	、強心利尿薬、理学作業療法、生物	薬、抗凝固療法、ッグロブリン製剤	テロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ス	疾病の状態の程度

																I				\ \ \ a	
														性 疾						発軟	再発
														迚	炎症					軟骨炎	至 多
															THI.					<i>K</i> (<i>i</i>)	Aut.
	20	19	18		17	16		15	14						13						12
K	٦, اا	中條	TNF	損症)	파 I g	カリ	クネ	化盟	救救					症	\ _						再発
	うウ指	•			g. I	4	ネ症候群		怪出						1 K						紅紅
	丘候和	西村症候群	受容体関連) 症/	リオピリン関連	美群	化膿性無菌性関節炎	家族性地中海熱						ロー						再発性多発軟骨炎
	採	並候	本関:		宾群	八異		性関	毎熱						イキ						
	指 角	牂	픱		$\widehat{\searrow}$			節炎							\ 						*
	発症		期性		ズロ	期熱		•	Į,						受谷						
	141		期性症候群		· (大) (理	周期熱症候群		海道性	j.						本本	H.					
	ラウ症候群/若年発症サルコイドーシ		群		至十二十二十二十二十二十十二十十二十十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二	群		壊疽性膿皮症	50						インターロイキンⅠ受容体拮抗分子欠損	5					
	7				7			女流							十代						
	\(\frac{\psi}{2}\)				D症候群(メバロン酸キナーゼ欠			· \							欠損						
	回	可	回		回上	可		回	Π	公以	学。	, Ji	操	ユデ	治療	公区	学。	, J	無	ゴ	治療
	ŢŢ	T	T		T	౼		ŢŢ	Γ	1	5製	強心	抗	7 ロ	意で		5製	強心	抗	7 ロ	意で
										を用	芝	判累	超	溪	非ス	が用	芝	判別	路田	ド東	非ス
										いて	は血	蒸、	療法	、免免	テロ	いて	は血	蒸、	療法	、免免	プロ
										27	裁	った 計開	7	遊廳	<u>→</u>	27	裁	った 計量	7	遊標	<i>→</i>
										上を用いている場合	校校	作道	J Z	熱	茶	上を用いている場合	校校	作道	7 7	熱	※
										<i>→γ</i>	療法	芝療 ?	7 7	/#T	亡炎儿	Γ 'γ	療法	汽寮	7 7	777	七类生
											9	心利尿薬、理学作業療法、生物	抗凝固療法、γグロブリン製剤	イド薬、免疫調整薬、免疫抑制	で非ステロイド系抗炎症薬、		9	心利尿薬、理学作業療法、生物	抗凝固療法、γグロブリン製剤	イド薬、免疫調整薬、免疫抑制	で非ステロイド系抗炎症薬、ス
											7	生物	製剤	抑制	K		7	生物	製剤	抑制	, K

			쵐		第七表					<u></u>	□▷	杖			(*	<u>(';</u>	グ	K			
			原病	区分	法 糖尿病					544	組織疾	だ膚・結			症候群	ジョンン	ゾン・	アイー			
2			_	番号	液	25						24						23		22	21
インスリン受容体異常症			1型糖尿病	疾 病 名		混合性結合組織病						強皮症						スティーヴンス・ジョンソン症候群	炎症性疾患	13から21までに掲げるもののほか、自己	慢性再発性多発性骨髄炎
	を用いている場合	療薬又はIGF―1のうち一つ以上	治療でインスリンその他の糖尿病治	疾病の状態の程度		同上	つ以上を用いている場合	学的製剤又は血 漿 交換療法のうちー	、強心利尿薬、理学作業療法、生物	薬、抗凝固療法、ッグロブリン製剤	テロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ス	つ以上を用いている場合	学的製剤又は血漿交換療法のうち一	、強心利尿薬、理学作業療法、生物	薬、抗凝固療法、γグロブリン製剤	テロイド薬、免疫調整薬、免疫抑制	治療で非ステロイド系抗炎症薬、ス		同上	同上

		3	脂肪萎縮性糖尿病	刊
		4	若年発症成人型糖尿病 (MODY)	同上
		5	新生児糖尿病	司上
		9	2型糖尿病	同上
		7	1から6まで掲げるもののほか、糖尿病	同上
片.	±	宗田牌订析工力	4. 田村	

判	
表	
先大/	
強人	
脛	
黒	
匠	

	8 4	脂肪萎縮性糖尿病 若年発症成人型糖尿病(MODY)	同上 同上
	5	新生児糖尿病	同上
	9	2型糖尿病	日上
	7	1から6まで掲げるもののほか、糖尿病	十旦
第八表 先天	先天性代謝異常	射異常	
区分	番号	疾 病 名	疾病の状態の程度
アミノ酸	1	アルギニノコハク酸合成酵素欠損症(シ	左欄の疾病名に該当する場合
代謝異常		トルリン血症)	
莊	2	アルギニノコハク酸尿症	同上
	3	N-アセチルグルタミン酸合成酵素欠損	丁目
		症	
	4	オルニチントランスカルバミラーゼ欠損	丁目
		症	
	വ	カルバミルリン酸合成酵素欠損症	同上
	6	高アルギニン血症	同上
	7	高オルニチン血症	同上
	8	高チロシン血症1型	十旦
	9	高チロシン血症2型	同上
	10	高チロシン血症3型	日上 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土 土
	11	高プロリン血症	同上
	12	高メチオニン血症	十旦

) Ir						1											
				異常症	金属代謝	損症	プシン女	ンチトリ	$\alpha 1 - \gamma$												
29	28	27	26	25	24				23		22	21	20	19	18		17	16	15	14	13
メンケス病	無セルロプラスミン血症	先天性腸性肢端皮膚炎	オクシピタル・ホーン症候群	ウィルソン病	亜硫酸酸化酵素欠損症				α 1一アンチトリプシン欠損症	ノ酸代謝異常症	1から21までに掲げるもののほか、アミ	リジン尿性蛋白不耐症	メープルシロップ尿症	ホモシスチン尿症	プロリダーゼ欠損症	ン血症)	フェニルケトン尿症(高フェニルアラニ	非ケトーシス型高グリシン血症	ハートナップ病	シトリン欠損症	シスチン尿症
同上	同上	同上	同上	同上	左欄の疾病名に該当する場合				左欄の疾病名に該当する場合		司上	同上	国 上	同上	同上		司上	同上	同上	同上	同上

					丰	脂						無	罪					畑	治		
					射異常症	前酸代						東常症	盲質代謝		,			東常症	告合組織		
45		44		43		42		41	40	39	38	37	36		35	34	33	32	31		30
極長鎖アシルCoA脱水素酵素欠損症	一ゼⅡ欠損症	カルニチンパルミトイルトランスフェラ	ーゼI欠損症	カルニチンパルミトイルトランスフェラ	カーゼ欠損症	カルニチンアシルカルニチントランスロ	代謝異常症	36から40までに掲げるもののほか、脂質	無β一リポタンパク血症	高比重リポタンパク (HDL) 欠乏症	原発性高カイロミクロン血症	家族性複合型高脂質血症	家族性高コレステロール血症	組織異常症	31から34までに掲げるもののほか、結合	リポイドタンパク症	低ホスファターゼ症	大理石骨病	エーラス・ダンロス症候群	代謝異常症	24から29までに掲げるもののほか、金属
同上		司上		司上		左欄の疾病名に該当する場合		司上	同上	同上	同上	同上	左欄の疾病名に該当する場合			同上	同上	同上	左欄の疾病名に該当する場合		同上

異常症 61 ウリジルニ	糖質代謝 60 遺伝性フルク	ンド	ルフィリ	先天性ポ 59 先天性ポルフィリン症	伝達物質異常症	58 52から57ま	57 芳香族L一	56 ビオプテリ	55 ドーパッソ	54 チロシン水	前	物質異常 53 コハク酸セ	神経伝達 52 GABAア	酸代謝異常症	51 42から50ま	50 中鎖アシルC	49 短鎖アシルC	48 全身性カルニ	欠損症	47 3—E F I	
61 ウリジルニリン酸ガラクトースー4ーエ	クトース不耐症			フィリン症	常症	52から57までに掲げるもののほか、神経	一アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	ン代謝異常症	β—水酸化酵素欠損症	シン水酸化酵素欠損症		酸セミアルデヒド脱水素酵素欠損	ミノ基転移酵素欠損症	莊	42から50までに掲げるもののほか、脂肪	C o A 脱水素酵素欠損症	C o A脱水素酵素欠損症	ニチン欠損症		キシアシルC o A 脱水素酵素	スト
同上	左欄の疾病名に該当する場合			左欄の疾病名に該当する場合		司上	同上	同上	同上	同上		同上	左欄の疾病名に該当する場合		同上	同上	同上	同上			

	ı																				
ビタミ																					
(
76		75		74		73	72	71	70	69	68	67	66		65		64	63		62	
先天性葉酸吸収不全症		では到ののほるが見ばいまれる。 糖質	ナーゼ欠損症	ホスホエノールピルビン酸カルボキシキ	一ゼ欠損症	フルクトースー1,6一ビスホスファタ	糖原病IX型	糖原病VII型	糖原病VI型	糖原病V型	糖原病IV型	糖原病Ⅲ型	糖原病 I 型	T1) 欠損症	グルコーストランスポーター1 (GLU	型)	グリコーゲン合成酵素欠損症 (糖原病0	ガラクトキナーゼ欠損症	ンスフェラーゼ欠損症	ガラクトース―1―リン酸ウリジルトラ	ピメラーゼ欠損症
左欄の疾病名に該当する場合		日		司上		司上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上		司上		司上	同上		司上	

		ブリ	/// プ			虎	ぐく	\\ \tau_{\tau} \\ \ta							清	代謝	<u> </u>	プ。 リ	滸	代謝
		ア 滅	T Y				ا ا	4 4								無常	(; ('	べ		無治
91	90	89	88		87	86	85	84		83			82	81	80	79		78		77
フマラーゼ欠損症	ピルビン酸脱水素酵素複合体欠損症	ピルビン酸カルボキシラーゼ欠損症	スクシニルーCoAリガーゼ欠損症	オキシソーム病	84から86までに掲げるもののほか、ペル	レフサム病	ペルオキシソーム形成異常症	副腎白質ジストロフィー	ンピリミジン代謝異常症	78から82までに掲げるもののほか、プリ	ナイハン症候群)	トランスフェラーゼ欠損症(レッシュ・	ヒポキサンチングアニンホスホリボシル	尿酸トランスポーター異常症	キサンチン尿症	オロト酸尿症	ーゼ欠損症	アデニンホスホリボシルトランスフェラ	常症	76に掲げるもののほか、ビタミン代謝異
同上	同上	同上	左欄の疾病名に該当する場合		同上	同上	同上	左欄の疾病名に該当する場合		丁目			日上	日上 土田	同上	同上		左欄の疾病名に該当する場合		10日

												江山	- }4								
												謝異常症	有機酸代								
	106		105		104		103	102	101	100	99	98	97		96			95	94		93
ラーゼ欠損症	3-メチルクロトニルCoAカルボキシ	血症	3一ヒドロキシー3-メチルグルタル畷	C o A合成酵素欠損症	3ーヒドロキシー3ーメチルグルタリル	トランスフェラーゼ (SCOT) 欠損症	スクシニルーCoA:3一ケト酸CoA	原発性高シュウ酸尿症	101 グルタル酸血症 2 型	グルタル酸血症 1 型	グリセロール尿症	イソ吉草酸血症	アルカプトン尿症	コンドリア病	88から95までに掲げるもののほか、ミト	RFを含む。)	Leigh) 症候群、MELAS及びMER	ミトコンドリアDNA突然変異(リー(ミトコンドリアDNA枯渇症候群	セイヤー症候群を含む。)	ミトコンドリアDNA欠失(カーンズ・
	司上		同上		同上		同上	同上	同上	同上	同上	同上	左欄の疾病名に該当する場合		同上			日上 上	同上		同上

												ーム病	ライソゾ								_
127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117	116	115	114		113	112	111	110	109	108	107
ファブリー病	ファーバー病	ニーマン・ピック病	神経セロイドリポフスチン症	シスチン症	GM2一ガングリオシドーシス	GM1―ガングリオシドーシス	シアリドーシス	酸性リパーゼ欠損症	ゴーシェ病	クラッベ病	ガラクトシアリドーシス	異染性白質ジストロフィー	アスパルチルグルコサミン尿症	機酸代謝異常症	97から112までに掲げるもののほか、有	メチルマロン酸血症	メチルグルタコン酸尿症	β一ケトチオラーゼ欠損症	プロピオン酸血症	複合カルボキシラーゼ欠損症	先天性胆汁酸代謝異常症
司上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	左欄の疾病名に該当する場合		司上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

	徭															
区分	第九表 血液															
希哈马	血液疾患		141	140	139	138	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128
疾 病 名		イソゾーム病	114から140までに掲げるもののほか、ラ	遊離シアル酸蓄積症	ムコリピドーシスⅢ型	ムコリピドーシスⅡ型(I-cel1病)	ムコ多糖症VII型	ムコ多糖症VI型	ムコ多糖症IV型	ムコ多糖症Ⅲ型	ムコ多糖症 IT 型	ムコ多糖症 I 型	マンノシドーシス	マルチプルスルファターゼ欠損症	ポンペ病	フコシドーシス
疾病の状態の程度			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

遺伝性以血性末梢

遺伝性出血性末梢血管拡張症

治療で補充療法、G一CSF療法、 除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、 抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血

幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析

血管拡張症

		t		\1 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	Sill V V	
		血 小 核	巨赤芽球 性貧血	家族性赤血球増加 症球増加	カサバッ ハ・メリ ット症候	
15	14	13	12	11	10	9
ベルナール・スーリエ症候群	血小板無力症	血小板放出機構異常症	巨赤芽球性貧血	家族性赤血球増加症	カサバッハ・メリット症候群	2から8までに掲げるもののほか、遺伝性溶血性貧血
同上	同上	治療で補充療法、G一CSF療法、 除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、 抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血 幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析 のうち一つ以上を実施する場合	治療で補充療法を行っている場合	血栓症の既往がある場合又は治療で 抗凝固療法を行っている場合	治療で補充療法、G一CSF療法、 除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、 抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血 幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析 のうち一つ以上を実施する場合	血幹細胞移植を実施する場合 、治療で補充療法を行っている場合

世 在 在 田 20 田名 小 板 演 少 住	19	涛	血小板減 18 免疫 少性紫斑 18	に限る。)	無遇な	17	16 13カ
皿栓注皿小效减少注案坯污	18に掲げるもののほか、血小板減少性紫斑病		免疫性血小板減少性紫斑病		に限る。)		13から15までに掲げるもののほか、血小店蒸名用や店
活療で無光療法、G一CSF療法、保験剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のさた一つ以上を実施する場合		製物制薬の野発予防法を発予の法を表が入び自動を対しては自動を表する場	治療で補充療法、G一CSF療法、 除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ	九川湯楽の女子、中光で的法、垣川 幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析 のうち一つ以上を実施する場合	深鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、	治療で補充療法、G一CSF療法、	同上

	ı									ı						ı					
声							貧	性 洋						至	再					症	重
期性								浴自	己免					負負	生不						髄線維
								至	点疫					-							絲維
26		25	24						23						22						21
周夷	性》	23]	発化						寒						再生						骨髓線維症
男性	裕削	Z Z	乍性						分凝						H K						慈興
血儿	性溶血性貧血	247	作性寒冷						寒冷凝集素症						点						維近
周期性血小板減少症	前	23及び24に掲げる	>						点流						再生不良性貧血						mı
演心	(A	70	ヘモグ												T (
益	Н	ر	П																		
	ΗA	00	7																		
	\$\dag{\psi}	もののほか、	ビン尿症																		
	HAを含む。	δ ^λ ,	H.																		
)																				
		己免疫																			
						431			-12.		·	431			-12.	_	·	411			
治療		三十	国上	9 5	幹細	抗腫瘍薬の投与、再発予防法、	\(\tau_{\tau} \)	除鉄剤の投与、	治療	9 5	幹組	抗腫	\(\tau_{\tau} \)	除鉄剤の投与、	治療で補充療法、G一C	のう	幹細胞移植、	抗腫	\(\tau_{\tau} \)	除鉄剤の	治療で
S		, ,	, ,	4	胞	憲	ド薬の投与、	灣	\(\frac{1}{\pi}\)	4	胞	憲	ド薬の投与、	灣(\(\frac{1}{2}\)	4	胞	憲	ド薬の投与、	灣(Ž
無光				3	多植	禁の	投の	投の	無光	3	多植	禁の	投の	投び	無光	\ \ \ \	多植	無の	投入	が扱り	衛光
補充療法、				つ以上を実施する場合	, ·	拉	一	一	で補充療法	ち一つ以上を実施する場合	, ·	花工	一	一	療治	ち一つ以上を実施する場合		拉	一	の投与、	補充療法、
T				とな	复膜	7	免	抗	1	なる	复膜	7	免	抗	111	かり	复膜	7	免	抗	1 11
G-				東	透板	再英	免疫抑制薬の投与	抗凝固療法	G-	実が	核概	再系	免疫抑制薬の投与	抗凝固療法	G-	実が	核概	再系	免疫抑制薬の投与	抗凝固療法	G-
<u>C</u>				하	\asymp	4	加制	面標	C	수	\asymp	4	加制	阿蔡	C	中	\asymp	4	加制	旗	G—CSF療法
H S				影響	は血	防港	楽り	、法	S	が続	は血	防港	楽り	、法	SF療法	多場	は血	防港	楽り	、法	H S
F療法					[液]			K	F療法		L液i	<i>y</i> ,,		、ステ	療\		L液i) ·		ステ	療
¥,					幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析	造血	、一个	ステロ	¥,		幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析	抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血	、一个	ブロ	, TH		腹膜透析又は血液透析	抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血	、中	J I	\
					•	•				<u> </u>	• •	•					• •	•			

			ソチァロンドンアンアンアン
左欄の疾病名に該当する場合	80 先天性アンチトロンビン欠乏症	30	先天性ア
	クファン貧血)		
 国上	29 先天性赤芽球癆(ダイアモンド・ブラッ	29	
のうち一つ以上を実施する場合	s v		
幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析			
抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血			
イド薬の投与、免疫抑制薬の投与、			
除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ			
治療で補充療法、G一CSF療法、	28 後天性赤芽球癆	28	赤芽球癆
のうち一つ以上を実施する場合	5); 31
幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析			
抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血			
イド薬の投与、免疫抑制薬の投与、			
除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ			点
治療で補充療法、G—CSF療法、	27 真性多血症	27	真性多血
のうち一つ以上を実施する場合			
幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析			
抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血			
イド薬の投与、免疫抑制薬の投与、			流
除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ			小板減少

先天性血 31 血友病A 左欄の疾病名に該当する場合 液凝固因 記 血友病B 同上 子異常 33 先天性フィブリノーゲン欠乏症 同上 34 先天性フィブリノーゲン欠乏症 同上 35 第V因子欠乏症 同上 36 第VI因子欠乏症 同上 37 第X因子欠乏症 同上 38 第XI因子欠乏症 同上 40 第XII因子欠乏症 同上 41 フォンウィルブランド病 同上 佐主で海崎 性血液凝固因子異常 治療で補充療法、G一CSF療法、不テロ性血液凝固因子異常 先天性骨 43 先天性無巨核球性血小板減少症 治療で補充療法、免疫抑制薬の投与、免疫抑制薬の投与、 大腫瘍薬の投与、再発予防法、造血療活が、法造血液透析 候群 44 ファンコニ貧血 同上	子となどにく、古大野子中が野ぶ	45 先天性赤血球形成異常性貧血	45	先天性赤
天性血31 血友病A凝固因32 血友病B異常33 先天性フィブリノーゲン欠乏症34 先天性プロトロンビン欠乏症35 第V因子欠乏症36 第Ⅶ因子欠乏症37 第X因子欠乏症38 第刈因子欠乏症40 第刈因子欠乏症41 フォンウィルブランド病42 31から41までに掲げるもののほか、先天性血液凝固因子異常不全症群 共性骨 43 先天性無巨核球性血小板減少症 群	1	ファンコニ貧	44	
天性血31 血友病A凝固因32 血友病B異常33 先天性フィブリノーゲン欠乏症34 先天性フィブリノーゲン欠乏症35 第V因子欠乏症36 第VI因子欠乏症37 第X因子欠乏症39 第XI因子欠乏症40 第XII因子欠乏症41 フォンウィルブランド病42 31から41までに掲げるもののほか、先天性血液凝固因子異常天性骨43 先天性無巨核球性血小板減少症群				
天性血 31 血友病A 凝固因 32 血友病B 異常 33 先天性フィブリノーゲン欠乏症 34 先天性プロトロンビン欠乏症 35 第V因子欠乏症 37 第X因子欠乏症 39 第XI因子欠乏症 40 第XI因子欠乏症 41 フォンウィルブランド病 42 31から41までに掲げるもののほか、先天性血液凝固因子異常 天性骨 43 先天性無巨核球性血小板減少症 不全症	<u> </u>			
天性血31 血友病A左欄 額目因凝固因32 血友病B同上異常33 先天性フィブリノーゲン欠乏症同上34 先天性プロトロンビン欠乏症同上35 第V因子欠乏症同上36 第VI因子欠乏症同上37 第X因子欠乏症同上38 第XI因子欠乏症同上40 第XII因子欠乏症同上41 フォンウィルブランド病同上42 31から41までに掲げるもののほか、先天同上大性曲液凝固因子異常性血液凝固因子異常天性骨43 先天性無巨核球性血小板減少症治療	除鉄			不全
天性血31 血友病A左欄 緩固因32 血友病Bた欄 調2 血友病B同上 調3 先天性フィブリノーゲン欠乏症同上 	治療、		43	天性
天性血31 血友病A左欄 瀬田因凝固因32 血友病B同上異常33 先天性フィブリノーゲン欠乏症同上35 第V因子欠乏症同上36 第VII因子欠乏症同上37 第X因子欠乏症同上38 第XI因子欠乏症同上40 第XII因子欠乏症同上41 フォンウィルブランド病同上42 31から41までに掲げるもののほか、先天同上		性血液凝固因子異常		
天性血31 血友病A左欄 緩固因32 血友病B同土 同土 33 先天性フィブリノーゲン欠乏症同土 同上 同上 35 第V因子欠乏症同上 同上 36 第VI因子欠乏症同上 同上 同上 37 第X因子欠乏症同上 同上 同上 39 第XI因子欠乏症同上 同上 同上 同上 日十 <td></td> <td>31から41までに掲げるもののほか、</td> <td>4;</td> <td></td>		31から41までに掲げるもののほか、	4;	
天性血31 血友病A左欄凝固因32 血友病B同土異常33 先天性フィブリノーゲン欠乏症同上35 第V因子欠乏症同上36 第VI因子欠乏症同上37 第X因子欠乏症同上39 第XI因子欠乏症同上40 第XII因子欠乏症同上	1	フォンウィルブラン	4.	
天性血31 血友病A左欄凝固因32 血友病B同土異常33 先天性フィブリノーゲン欠乏症同土34 先天性プロトロンビン欠乏症同土35 第V因子欠乏症同土36 第VI因子欠乏症同土37 第X因子欠乏症同土38 第XI因子欠乏症同土39 第XI因子欠乏症同土	1		4(
天性血31 血友病A左欄凝固因32 血友病B同土異常33 先天性フィブリノーゲン欠乏症同土34 先天性プロトロンビン欠乏症同土35 第V因子欠乏症同土36 第VI因子欠乏症同土37 第X因子欠乏症同土38 第XI因子欠乏症同土	1		39	
天性血31 血友病A左欄凝固因32 血友病B同土異常33 先天性フィブリノーゲン欠乏症同土34 先天性プロトロンビン欠乏症同土35 第V因子欠乏症同土36 第VI因子欠乏症同土37 第X因子欠乏症同土	1		38	
天性血31 血友病A左欄凝固因32 血友病B同上異常33 先天性フィブリノーゲン欠乏症同上34 先天性プロトロンビン欠乏症同上35 第V因子欠乏症同上	1		37	
天性血31 血友病A左欄凝固因32 血友病B同上異常33 先天性フィブリノーゲン欠乏症同上34 先天性プロトロンビン欠乏症同上35 第V因子欠乏症同上	1		36	
天性血31 血友病A左欄凝固因32 血友病B同上異常33 先天性フィブリノーゲン欠乏症同上34 先天性プロトロンビン欠乏症同上	1		35	
天性血31 血友病A左欄凝固因32 血友病B同上異常33 先天性フィブリノーゲン欠乏症同上	1	先天性プロトロンビ	34	
天性血 31 血友病A 左欄 凝固因 32 血友病B 同上	1	先天性フィブリノ	33	異
天性血 31 血友病A 左欄	1	血友病	3;	超過
	左欄(3	天性

血栓症の既往がある場合又は治療で	51 本態性血小板血症	(7)	本態性血
幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析 のうち一つ以上を実施する場合			
抗腫瘍薬の投与、再発予防法、造血			荒
イド薬の投与、免疫抑制薬の投与、			ロビン尿
除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ			聞へモグ
治療で補充療法、G一CSF療法、	50 発作性夜間ヘモグロビン尿症		発作性夜
			血性貧血
抗凝固療法を行っている場合			障害性溶
血栓症の既往がある場合又は治療で	49 微小血管障害性溶血性貧血		微小血管
移植を実施する場合			
与を行っている場合又は造血幹細胞			貧負
治療で補充療法若しくは除鉄剤の投	48	5	鉄芽球性
			S欠乏症
			ロアイン
左欄の疾病名に該当する場合	47 先天性プロテインS 欠乏症	4	先天性プ
			C欠乏症
			ロテイン
左欄の疾病名に該当する場合	46 先天性プロテインC欠乏症	4	先天性プ
			血
移植を実施する場合			異常性貧
与を行っている場合又は造血幹細胞			血球形成

成下				第十表	0	9	<u>[1</u>		m m	裕				疟	J.	*	<u>\</u>	K	浦	<u> </u>
するを産業	金を主	性免疫	区分			に限る	7 %	亢進症		自件貧				流	リ ソ 果	· >	血症	フェリ	トラン	板血症
		1	光	免疫疾患						54						53			52	
		IgGサブ	疾						限る。)	溶血性貧血						メイ・ヘグ			無トランス	
		Gサブクラス欠損症	满							(• ヘグリン異常症			トランスフェリン血症	
			名							によるものに										
はなな ご用バジョはの海海南岸	施する場合、抗菌薬、抗ウイルス	感染症の予防や治療で補充療法	疾病の状態の程度		のうち一つ以上を実施する場合	幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析	抗腫瘍薬の投与、再発予防法、	イド薬の投与、免疫抑制薬の投与	除鉄剤の投与、抗凝固療法、ス	治療で補充療法、G—CSF療法	のうち一つ以上を実施する場合	幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析	抗腫瘍薬の投与、再発予防法、		除鉄剤の投与、抗凝固療法、ス	治療で補充療法、G一CSF療			左欄の疾病名に該当する場合	抗凝固療法を行っている場合

	1	ı			1									
7	6	<u>ဂ</u> ာ			4	3							2	
分類不能型免疫不全症	乳児一過性低ガンマグロブリン血症	特異抗体産生不全症			選択的ІgA欠損	高 I g M症候群							X連鎖無ガントグロブリン回症	
治療で補充療法、G一CSF療法、 除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、 抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染 症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜 透析又は血液透析のうち一つ以上を	同上	同上	、別具圏架寺の女子が必要になる場合又は入院加療を要する感染症にかかった場合	施する場合、抗菌薬、抗ウイルス薬 古古甚無なのむちが以用になる追	感染症の予防や治療で補充療法を実	同上	実施する場合	透析又は血液透析のうち一つ以上を	症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜	抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染	イド薬の投与、免疫抑制薬の投与、	除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ	治療で補充療法、G—CSF療法、	かった場合

12	11	10	原発性食 治 形 機 能 不 全 症 及 び 久 損 症	∞
シュワッハマン・ダイアモンド症候群	9及び10に掲げるもののほか、慢性の経 過をたどる好中球減少症	重症先天性好中球减少症	周期性好中球減少症	1から7までに掲げるもののほか、液性免疫不全を主とする疾患
治療で補充療法、G一CSF療法、 除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、 抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染 症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜 透析又は血液透析のうち一つ以上を	同上	治療でG―CSF療法若しくは造血幹細胞移植を実施する場合又は検査で好中球数1200/μL以下の状態である場合	治療で補充療法、G一CSF療法、 除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、 抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染 症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜 透析又は血液透析のうち一つ以上を 実施する場合	実施する場合同上

加 症	好酸球增																	
	自 18		17							16					15	14	13	
	好酸球增加症	球機能異常	12から16までに掲げるもののほか、白血						莊	メンデル遺伝型マイコバクテリア易感染					ミエロペルオキシダーゼ欠損症	慢性肉芽腫症	白血球接着不全症	
除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、 抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜	治療で補充療法、G一CSF療法、		司上	実施する場合	透析又は血液透析のうち一つ以上を	症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜	抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染	イド薬の投与、免疫抑制薬の投与、	除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ	治療で補充療法、G一CSF療法、	た場合	は入院加療を要する感染症にかかっ	真菌薬等の投与が必要になる場合又	は抗菌薬、抗ウイルス薬若しくは抗	感染の予防や治療で補充療法若しく	同上	同上	実施する場合

									無常	自然免疫								疫不全症	後天性免	
25	24	23	22							21							20		19	
21から24までに掲げるもののほか、自然	免疫不全を伴う無汗性外胚葉形成異常症	MyD88欠損症	慢性皮膚粘膜カンジダ症							IRAK4欠損症							後天的な免疫系障害による免疫不全症	るものに限る。)	後天性免疫不全症候群(H I V感染によ	
	同上	司上	同上	実施する場合	透析又は血液透析のうち一つ以上を	症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜	抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染	イド薬の投与、免疫抑制薬の投与、	除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ	治療で補充療法、G一CSF療法、	実施する場合	透析又は血液透析のうち一つ以上を	症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜	抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染	イド薬の投与、免疫抑制薬の投与、	除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ	治療で補充療法、G一CSF療法、		左欄の疾病名に該当する場合	透析又は血液透析のうち一つ以上を 実施する場合

39	31	30		不全症	複合免疫 29	27	98	27	先天性補 26 体欠損症	
細網異形成症	オーメン症候群	X連鎖重症複合免疫不全症		症	アデノシンデアミナーゼ (ADA) 欠損		神光子・マション・マンドはプレクリンの	先天性補体欠損症	遺伝性血管性浮腫(C1インヒビター欠損症)	免疫異常
	同上	同上	抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合	F- F)	G			治療で補充療法、G一CSF療法、除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合	治療で補充療法が必要となる場合	

住EBウイルス感	性活動	一個性務補二日本科科主		63 63 63
	40 慢性活動性EBウイルス感染症	39 慢性移植片対宿主病	37 MHCクラスII 欠損症38 29から37までに掲げるもののほか、複合 免疫不全症	 33 ZAP-70欠損症 34 CD8欠損症 35 プリンヌクレオシドホスホリラーゼ欠損 症 36 MHCクラスI欠損症
除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、 抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染 症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜 透析又は血液透析のうち一つ以上を 実施する場合	抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜透析又は血液透析のうち一つ以上を実施する場合 治療で補充療法、G一CSF療法、	治療で補充療法、G一CSF療法、 除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロイド薬の投与、免疫抑制薬の投与、	十世	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

											ı										
							候群	徴的な症	を伴う特	免疫不全										平書	免疫調節
	48	47	46							45		44	43	42							41
q 11.2欠失症候群)	胸腺低形成(ディ・ジョージ症候群/22	肝中心静脈閉鎖症を伴う免疫不全症	ウィスコット・オルドリッチ症候群							ICF症候群	調節障害	41から43までに掲げるもののほか、免疫	チェディアック・東症候群	自己免疫性リンパ増殖症候群 (ALPS)							X連鎖リンパ増殖症候群
	同上	同上	同上	実施する場合	透析又は血液透析のうち一つ以上を	症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜	抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染	イド薬の投与、免疫抑制薬の投与、	除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ	治療で補充療法、G一CSF療法、		同上	同上	同上	実施する場合	透析又は血液透析のうち一つ以上を	症予防療法、造血幹細胞移植、腹膜	抗腫瘍薬の投与、再発予防法、感染	イド薬の投与、免疫抑制薬の投与、	除鉄剤の投与、抗凝固療法、ステロ	治療で補充療法、G—CSF療法、

ļ.								
±.								
<i>4</i> 岁 ~ Δか 中4	56	55	54	53	52	51	50	49
が は 由	56 R I D D L E 症候群	毛細血管拡張性運動失調症	ブルーム症候群	PMS2異常症	ナイミーヘン染色体不安定症候群	先天性角化異常症	50 シムケ症候群	高ІgE症候群
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

避に行いてに関える。現場に選別に対しる。	允 住 全 殿	五 五 会 任 硬	第十一表 神経								_
23		1 場 7		56	55	54	53	52	51	50	49
アレキサンダー病		疾 病 名 亜急性硬化性全脳炎	• 筋疾患	R I DD L E 症候群	毛細血管拡張性運動失調症	ブルーム症候群	PMS2異常症	ナイミーヘン染色体不安定症候群	先天性角化異常症	シムケ症候群	高 I g E症候群
運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、	閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温浦覚低下、骨折又は脱臼のうちーつ以上の症状が続く場合	疾病の状態の程度 運動障害、知的障害、意識障害、自		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

		,	
	筋ロジフィー	エイイカ・エット・エットをエーダーをエーシューを	
9	∞	7 6 5 4 3	
エメリー・ドレイフス型筋ジストロフィー	ウルリヒ型先天性筋ジストロフィー(類縁疾患を含む。)	カナバン病 白質消失病 皮質下嚢胞をもつ大頭型白質脳症 ペリツェウス・メルツバッヘル病 エカルディ・グティエール症候群	
運動障害が続く場合又は治療として 強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末	[運動障害、知的障害、意識障害、自 閉傾向、行動障害(自傷行為又は多 動)、けいれん発作、皮膚所見(疾 病に特徴的で、治療を要するものを いう。)、呼吸異常、体温調節異常 、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち 一つ以上の症状が続く場合		温痛覚低下、骨折又は脱臼のうちー

で、		<u> </u>	4 症
	4 メロシン欠損型先天性筋シストロフィー 5	15 4	一
一つ以上の症状が続く場合			
いう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち			
4			
動)、けいれん発作、皮膚所見(疾			
閉傾向、行動障害(自傷行為又は多			
運動障害、知的障害、意識障害、自	3 福山型先天性筋ジストロフィー	13	
同上	2 デュシェンヌ型筋ジストロフィー	12	
同上	1 肢帯型筋ジストロフィー	1:	
同上	0 顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー	10	
いる場合			
養のうち一つ以上を継続的に行って			
療法、中心静脈栄養若しくは経管栄			
を必要とするものをいう。)、酸素			
切開術後、経鼻エアウェイ等の処置			
張薬、呼吸管理(人工呼吸器、気管			
梢 血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡			

運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常	3 小児交互性片麻痺	18	小児交互性片麻痺
運動障害、知的障害、意識障害、自 閉傾向、行動障害(自傷行為又は多 動)、けいれん発作、皮膚所見(疾 病に特徴的で、治療を要するものを いう。)、呼吸異常、体温調節異常 、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち 一つ以上の症状が続く場合	フュワルツ・ヤンペル症候群	17	シェフ・ページ・カルル
運動障害、知的障害、意識障害、自 閉傾向、行動障害(自傷行為又は多 動)、けいれん発作、皮膚所見(疾 病に特徴的で、治療を要するものを いう。)、呼吸異常、体温調節異常 、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち 一つ以上の症状が続く場合	3 ジュベール症候群関連疾患	16	ジュベール症候群
いう。)、呼吸異常、体温調節異常 、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち 一つ以上の症状が続く場合			

 ・ 温浦見依下、青折×は配日のつち ・ 一つ以上の症状が続く場合 ・ 運動障害、知的障害、意識障害、自 閉傾向、行動障害、意識障害、自 病に特徴的で、治療を要するものを いう。)、呼吸異常、体温調節異常 、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち 20 ゴーリン症候群(基底細胞母斑症候群) 同上 21 神経皮膚黒色症 22 フォンヒッペル・リンドウ病 23 ウンフェルリヒト・ルントボルク病 23 ウンフェルリヒト・ルントボルク病 26 カンフェルリヒト・ルントボルク病 27 オンミッペル・リンドウ病 28 ウンフェルリヒト・ルントボルク病 29 ブォンミッペル・リンドウ病 20 ゴーリン症候群(基底細胞母斑症候群) 同上 21 神経皮膚黒色症 22 フォンミッペル・リンドウ病 23 ウンフェルリヒト・ルントボルク病 24 ラフォラ病 25 海に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、治療に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、治療を要するものをおに特徴的で、治療を要するものをおに対した。 24 ラフォラ病 24 ラフォラ病 	運動障害、知的障害、意識障害、自 閉傾向、行動障害(自傷行為又は多	25 アペール症候群		頭蓋骨縫合早期癒
(本)	1	ラフォラ		
活節性硬化症 運	骨折又は脱 さが続く場合			
 結節性硬化症 運期 ブーリン症候群(基底細胞母斑症候群) 同神経皮膚黒色症 フォンヒッペル・リンドウ病 同のカンフェルリヒト・ルントボルク病 運期 	いう。)、			
 結節性硬化症 運 ボーリン症候群(基底細胞母斑症候群) 同 神経皮膚黒色症 フォンヒッペル・リンドウ病 同 同 ウンフェルリヒト・ルントボルク病 運	動)、けいれん発作、皮膚所見病に強勢的で一治療や囲みな			メメへろ
 結節性硬化症 運期 連期 車 <l< td=""><td>傾向、行動障害</td><td></td><td>•</td><td>クロ</td></l<>	傾向、行動障害		•	クロ
 結節性硬化症 連期 連別 連別	知的障害、意識障	ウンフェルリヒト		進行性ミ
 結節性硬化症 海 ブーリン症候群(基底細胞母斑症候群) 同神経皮膚黒色症 一 一 	1	フォンヒッペル・リン		
結節性硬化症運期ブーリン症候群(基底細胞母斑症候群)ブーリン症候群(基底細胞母斑症候群)	1	神経皮膚黒色		
結節性硬化症 運 期 動 大 大 大 大 大	1	ゴーリン症候群(
結節性硬化症運調動病	一つ以上の症状が続く場合			
結節性硬化症運期動病	、温痛覚低下、骨折又は脱臼の			
結節性硬化症 運 調動	いう。)、呼吸異常、体温調質			
結節性硬化症 二 調期	病に特徴的で、治療を要するも			
結節性硬化症 事	動)、けいれん発作、皮膚所見			
結節性硬化症二	閉傾向、行動障害(自傷行為又			症候群
、温痛覚は下、育ガメは貼口の 一つ以上の症状が続く場合	害、知的障害、意識障			神経皮膚
、 温浦嵬饭下、筒灯又ば脱口。	一つ以上の症状が続く場合			
	、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち			

	脊髄髄膜				変性症	脊髄小脳									合流
	30					29		28	27	26					
	髄膜脳 濟					脊髄小脳変性症	の頭蓋骨早期癒合症	25から27までに掲げるもののほか、重度	非症候性頭蓋骨縫合早期癒合症	クルーゾン病					
行動障害(自傷行動又は多動)、知的障害、運動障害、排尿排便障害、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又	けいれん発作、自閉傾向、意識障害、	、温の漁り	病に特徴的で、治療を要するものを いう。) 、	動)、けいれん発作、皮膚所見(疾	閉傾向、行動障害(自傷行為又は多	運動障害、知的障害、意識障害、自		同上	同上	同上	一つ以上の症状が続く場合	、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち	いう。)、呼吸異常、体温調節異常	病に特徴的で、治療を要するものを	動)、けいれん発作、皮膚所見(疾

運動障害、知的障害、意識障害、自 閉傾向、行動障害(自傷行為又は多	35 遺伝性運動感覚ニューロパチー	> 11	先天性コーロン
同上	34 先天性ヘルペスウイルス感染症		
一つ以上の症状が続く場合			
、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち			
いう。)、呼吸異常、体温調節異常			
病に特徴的で、治療を要するものを			
動)、けいれん発作、皮膚所見(疾			
閉傾向、行動障害(自傷行為又は多			将流
運動障害、知的障害、意識障害、自	33 先天性風疹症候群		先天性感
いる場合			
養のうち一つ以上を継続的に行って			
療法、中心静脈栄養若しくは経管栄			
を必要とするものをいう。)、酸素			
切開術後、経鼻エアウェイ等の処置			
張薬、呼吸管理 (人工呼吸器、気管			
梢 血管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡			
強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末			萎縮症
運動障害が続く場合又は治療として	32 脊髄性筋萎縮症	筋	脊髄性角
同上	31		
場合			
は脱臼のうち一つ以上の症状が続く			

	イスチー	
一司上	43 37から42までに掲げるもののほか、先天	
同上	42 ミニコア病	
同上	41 ミオチュブラーミオパチー	
同上	40 マルチコア病	
同上	39 ネマリンミオパチー	
同上	38 セントラルコア病	
場合		
うち一つ以上を継続的に行っている		
、中心静脈栄養若しくは経管栄養の		
要とするものをいう。)、酸素療法		
術後、経鼻エアウェイ等の処置を必		
、呼吸管理(人工呼吸器、気管切開		
管拡張薬、β遮断薬、肺血管拡張薬		
強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、末		オパチー
運動障害が続く場合又は治療として	37 先天性筋線維不均等症	先天性ミ
同上	36 先天性無痛無汗症	
一つ以上の症状が続く場合		
、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち		
いう。)、呼吸異常、体温調節異常		
金		
動)、けいれん発作、皮膚所見(疾		# 1

多 発 性 頑 化		46	早老症 45		i
多発性硬化症		コケイン症候群	ウェルナー症候群		
運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又はあ多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異	いう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものを	治療で補充療法、機能抑制療法その 他の薬物療法を行っている場合	で 教 9 0 0 0 2 1 7 2 1 7 2 1 7 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	、行動障害(自傷行動又は多動)、知的障害、運動障害、排尿排便障害、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を囲するものをいる)、

乳 馬 馬 馬 馬 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	庄	雅 沿 頻 回 部 分 発 作 重 積 型 急	į.		難治てん かん脳症
52		5	50	49	48
乳児両側線条体褒死		鷝	レノックス・ガストー症候群	乳児重症ミオクロニーてんかん	点頭てんかん(ウエスト症候群)
運動障害、知的障害、意識障害、自 閉傾向、行動障害(自傷行為又は多 動)、けいれん発作、皮膚所見(疾 病に特徴的で、治療を要するものを	病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常 、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち	連 期 障 書 、 知 的 障 書 、 恵 蔵 障 書 、 目 閉 傾 向 、 行 動 障 書 (自 傷 行 為 又 は 多 動) 、 け い れ ん 発 作 、 皮 膚 所 見 (疾		同上	常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合 運動障害、知的障害、意識障害、自 閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうちーつ以上の症状が続く場合

理則障害、知的障害、思誠障害、日期傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち	光光年揺割※ソイフェノイト	<u>ა</u>	服着神疾のを経患 外性変化 にり性
٠٠٠ ١٠٠ ١٠٠ ١٠٠ ١٠٠ ١٠٠ ١٠٠ ١٠٠ ١٠٠ ١٠٠	-	58) ≩
同上	中隔視神経形成異常症 (ドモルシア症候群)	57	
同上	ダンディー・ウォーカー症候群	56	
同上	先天性水頭症	55	
同上	全前脳胞症	54	
一つ以上の矩状が続く場合運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温浦覚低下、骨折又は脱臼のうち一つ以上の症状が続く場合	滑脳症	၁ သ	超形成障害
いう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち			

あるもや	慢性多炎性 1手性脱発/運一一炎離神多動 1 定性経巣ニューに性経巣ニパ	変形性筋 ジストニ ー	60
もやもや病		変形性筋ジストニー	パントテン酸キナーゼ関連神経変性症
運動障害、知的障害、意識障害、自閉傾向、行動障害(自傷行為又は多動)、けいれん発作、皮膚所見(疾病に特徴的で、治療を要するものをいう。)、呼吸異常、体温調節異常、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち	知的障害、意識障害、動障害(自傷行為又はれん発作、皮膚所見(れた光作、皮膚所見(が、治療を要するもの呼吸異常、体温調節異で、骨折又は脱臼のう症状が続く場合	運動障害、知的障害、意識障害、自 閉傾向、行動障害(自傷行為又は多 動)、けいれん発作、皮膚所見(疾 病に特徴的で、治療を要するものを いう。)、呼吸異常、体温調節異常 、温痛覚低下、骨折又は脱臼のうち 一つ以上の症状が続く場合	一つ以上の症状が続く場合 同上

炎	※ 遺		第十二	\frac{\gamma^n}{}	<u> </u>
症性腸	京性瞬	区分。	表 慢·	一	ント・・
2	1	番号	性消化	65 57	64
潰瘍性大腸炎	遺伝性膵炎	疾	慢性消化器疾患		参照ベキッケンを参
		病 名			
疾病による症状がある場合又は治療	体重増加不良、成長障害、易疲労性、反復する腹痛発作又は慢性の脂肪便のうち一つ以上の症状が認められる場合	疾病の状態の程度		傾向、行動障害(自傷行為又は)、けいれん発作、皮膚所見(に特徴的で、治療を要するものう。)、呼吸異常、体温調節異温痛覚低下、骨折又は脱臼のうの以上の症状が続く場合動障害、知的障害、意識障害、短的障害、危病行為又は)、けいれん発作、皮膚所見(に特徴的で、治療を要するものう。)、呼吸異常、体温調節異温痛覚低下、骨折又は脱臼のうつ以上の症状が続く場合	一つ以上の症状が続く場合

全(香睡	急性肝不 14	13	12		1:			10	疾患 9	うら繕名	肝内胆汁 8		肝硬変症 7	管腫	肝巨大血 6	ポーシス	腫性ポリ	家族性腺 5	4	3	浜槵
	: 急性肝不全(昏睡型)	胆道閉鎖症	先天性胆道拡張症		先天性多発肝内胆管拡張症 (カロリ病)			進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	肝内胆管減少症		アラジール症候群		肝硬変症		肝巨大血管腫			家族性腺腫性ポリポーシス	早期発症型炎症性腸疾患	クローン病	
移植を行った場合	血液浄化療法、免疫抑制療法又は肝	左欄の疾病名に該当する場合	同上	要する場合又は肝移植を行った場合	疾病による症状がある場合、治療を	移植を行った場合	要する場合又は肝移植若しくは小腸	疾病による症状がある場合、治療を	同上	要する場合又は肝移植を行った場合	疾病による症状がある場合、治療を	要する場合又は肝移植を行った場合	疾病による症状がある場合、治療を	要する場合又は肝移植を行った場合	疾病による症状がある場合、治療を			左欄の疾病名に該当する場合	同上	同上	を要する場合

新生児へ	吐症侯群	周期性嘔	含む。)	宗承群や	IPEX	性腸症(自己免疫	性肝炎	自己免疫	炎	化性胆管	原発性硬	群	ャー症候	「 ・ ・ ぐ	カリガラ	型)
20		19					18		17			16				15	
新生児へモクロマトーシス		周期性嘔吐症候群					自己免疫性腸症(IPEX症候群を含む		自己免疫性肝炎			原発性硬化性胆管炎				クリグラー・ナジャー症候群	
疾病による症状がある場合、治療を	法を要する場合 ア 特徴的嘔吐発作を過去に5回以上起こした場合 イ 特徴的嘔吐発作を6か月間に3	次のいずれかに該当し、かつ薬物療				を要する場合	疾病による症状がある場合又は治療	要する場合又は肝移植を行った場合	疾病による症状がある場合、治療を		要する場合又は肝移植を行った場合	疾病による症状がある場合、治療を			要する場合又は肝移植を行った場合	疾病による症状がある場合、治療を	

移植を行った場合			
要する場合又は肝移植若しくは小腸			
疾病による症状がある場合、治療を	1 短腸症	31	短腸症
			外反症
左欄の疾病名に該当する場合	0 総排泄腔外反症	30	総排泄腔
左欄の疾病名 に該当する場合	9 総 排 泄 腔 遺 残	67.	総 非 性 腔 遺 残
	-		
14、12の9の14に14の日本に対して14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、14、1		1	人 行 古
マ ^華 マ で	2 生工州用脈分捐点	96	田州十七
を要する場合			
疾病による症状がある場合又は治療	7 リパーゼ欠損症	27	
発症時期が乳児期の場合	6 乳糖不耐症	26	
	良症		
同上	5 先天性グルコース・ガラクトース吸収不	25	
同上	4 ショ糖イソ麦芽糖分解酵素欠損症	24	
同上	3 エンテロキナーゼ欠損症	23	
を要する場合			収不全症
疾病による症状がある場合又は治療	2 アミラーゼ欠損症	22	先天性吸
要する場合又は肝移植を行った場合			線維症
疾病による症状がある場合、治療を	1 先天性肝線維症	21	先天性肝
			トーシス
要する場合又は肝移植を行った場合			モクロマ

	3	進				ू	Ji,	K	17		\succ	衮		御	腸
震震		莊	赈压汽			線 疾	涛及	プル	イツ		入体病	《終生	· •	拡張	<u> </u>
	开		건	21.		無	Ç	(,	Н			走		莊	<u>></u> .
	39		38	37	36	35			34			33			32
	門脈・肝動脈瘻		門脈圧亢進症 (バンチ症候群を含む。)	慢性特発性偽性腸閉塞症	ヒルシュスプルング病	腸管神経節細胞僅少症			巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	***************************************		微絨毛封入体病			腸リンパ管拡張症
要する場合又は肝移植を行った場合	疾病による症状がある場合、治療を	要する場合又は肝移植を行った場合	疾病による症状がある場合、治療を	日上	同上	同上 日土	移植を行った場合	要する場合又は肝移植若しくは小腸	疾病による症状がある場合、治療を		要する場合又は小腸移植を行った場	疾病による症状がある場合、治療を		要する場合又は小腸移植を行った場	疾病による症状がある場合、治療を

第十三表 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

ウ)を満たす場合					伴う症候
基準(ア)、基準(イ)又は基準(5 p —症候群	2	に変化を
場合					は遺伝子
基準(ア)又は基準(ウ)を満たす		症候群	アンジェルマン	\vdash	染色体又
疾病の状態の程度	名	病	疾	番号	区分

		_				_										
15	14	13	12	11	10	9	8			7		6		വ	4	3
ソトス症候群	スミス・マギニス症候群	CFC症候群	コルネリア・デランゲ症候群	コフィン・ローリー症候群	コステロ症候群	歌舞伎症候群	ウィーバー症候群	ダー・ウィリ症候群を除く。)	色体異常(ウィリアムズ症候群及びプラ	1から6までに掲げるもののほか、常染		4 p — 症候群		ダウン症候群	18トリソミー症候群	13トリソミー症候群
基準(ア)、基準(イ)、基準(ウ	基準 (ア)、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合	基準(ア)、基準(イ)、基準(ウ)又は基準(エ)を満たす場合	基準 (ア)、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合	基準(ア)を満たす場合	基準 (ア)、基準 (イ)、基準 (ウ) 又は基準 (エ)を満たす場合	基準 (ア)、基準 (イ) 又は基準 (ウ) を満たす場合	同上)又は基準(エ)を満たす場合	基準(ア)、基準(イ)、基準(ウ	ウ)を満たす場合	基準(ア)、基準(イ)又は基準() 又は基準 (エ) を満たす場合	基準(ア)、基準(イ)、基準(ウ	同上	同上

	19			18		17		16	
	19 ルビンシュタイン・テイビ症候群			18 マルファン症候群		17 ベックウィズ・ヴィーデマン症候群		16 チャージ症候群	
) 又は基準 (エ) を満たす場合	基準(ア)、基準(イ)、基準(ウ	れる場合	瘤一破裂の場合若しくは破裂が予想さ	基準(イ)を満たす場合又は大動脈	場合	基準(ウ)又は基準(エ)を満たす	ウ)を満たす場合	基準(ア)、基準(イ)又は基準() 又は基準(エ)を満たす場合

備老

本表中「基準(ア)」、「基準(イ)」、「基準(ウ)」及び「基準(エ)」とは、それぞれ次の表の右欄に掲げる基準をいう。

、治療から5年を経過した場合は対象としないが、再発などが認められた場	
腫瘍を合併し、組織と部位が明確に診断されている場合であること。ただし	基準 (工)
栄養のうち一つ以上を行う場合であること。	
要とするものをいう。)、酸素療法又は胃管、胃瘻、中心静脈栄養等による	
治療で呼吸管理(人工呼吸器、気管切開術後、経鼻エアウェイ等の処置を必	基準 (ウ)
薬又はβ遮断薬のうち一つ以上が投与されている場合であること。	
治療で強心薬、利尿薬、抗不整脈薬、抗血小板薬、抗凝固薬、末梢血管拡張	基準(イ)
一つ以上続く場合であること。 	
症状として、けいれん発作、意識障害、体温調節異常、骨折又は脱臼のうち	基準(ア)

合は、再度対象とする。

第十四表 皮膚疾患

																			1	Ę
								蘇癬	先表性魚	皮 症	カ 素 性 乾				荒)	天性白皮	皮症(先	眼皮膚白	区分	
0	0 ~	7	6		വ	4			ω		2							1	番号	·/国//心
1979年7年(17名)のもりのほか、元人生無難	されておけれるのです。	マキー てンボ停果	道化師様魚鱗癬	鱗癬を除く。)	常染色体劣性遺伝性魚鱗癬(道化師様魚	シェーグレン・ラルソン症候群	魚鱗癬を含む。)	優性/劣性)及び	ケラチン症性魚鱗癬(表皮融解性魚鱗		色素性乾皮症							眼皮膚白皮症(先天性白皮症)	疾 病 名	
<u>"</u>	II J	피	司上			司上		、抗真菌薬等の投与が必要となる場	感染の治療で抗菌薬、抗ウイルス薬		左欄の疾病名に該当する場合	セリ症候群) でないこと。	ディアック・東症候群及びグリ	スキー・パドラック症候群、チェ	イ 症候型眼皮膚白皮症(ヘルマン	であるいと。	ア 全身性白皮症又は眼皮膚白皮症	次のいずれにも該当する場合	疾病の状態の程度	

(型) (型)	11	11	11	皮水海 ツクリ 11 グハウ ン海 (離 部 部 10	10
	11	11	11	10 11	10
		クリングハ	クリングハ	水海流クリングハ	水海流クリングハ
	カント	ウゼン病	ウベンが	ウゼン病	ウベン法
	(种Ě辣	(神経線線	(神経線線	(神経線線	(神経線線
пХ <			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
いずれかが存在する場合又は顔面を含めた麻痺や痛み等の神経症状若し	質囲を含めていたないであれたができまれた。 できたながら 含めた 乗車	一を使用する関目を含め7 でたけれるでであれるかられたからずれかが7	して創の数別では、 を使用するでは、 を合めである。 になただだいた。 になれただけい。 になれたがなれる。 は、まれたがは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	形に水高びに して創傷被 りを使用する 質面を含め7 では大は7 にでがれたがが7 かが7 かが7 かが7 かが7	
存在する場や編み等の	たる数のななびまんだなびまんだ存在する場と等の場と等の	る必要のあた多数のななのまなだまんだまんだまんだおおもある。	職権の対象を表して、対象の数をある数の数を対して、対の対しながらまとなる。または、対象のは、対象のは、対象のは、対象のは、対象のは、対象のは、対象のは、対象の	らんがあり	のあれる。 のおり、
場合又にの神経点	中舷線無生神経線,場合又は,の神経症	ある場合 神経線維 性神経線 場合又は 場合又は の神経症	世保険医療を登る場合 神経線維用神経線維用神経線維用神経線維用神経線維持神経線維持を対けば	の、在代別の、在代別の、在代別のの場合の場合の選挙を選挙を選挙を選挙を対して、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	おり、のが、ののでは、ののでは、、ののでは、、ののでは、、ののでは、は、、ののでは、は、は、は、
	I アシクリンクベワセン病 (11 レックリングハウゼン病 (神経線維腫症) 1型)	11 レックリングハウゼン病 (神経線維腫症 1型)	10 表皮水疱症 11 レックリングハウゼン病 (神経線維腫症) 1型)	10 表皮水疱症 11 レックリングハウゼン病 (神経線維腫症) 1型)

別表第 慢性腎不全、後天性下垂体機能低下症、先天性下垂体機能低下症及び成長ホルモン(GH)分泌不全性低身長症(脳の器質的原因によるものを除く。)による低身長症用身長基準 (標準身長の一 2 5 S D値 下段女子) (単位: cm)

2 蕨		1 歳		0 蕨		年齡
77.9	67. 1	68. 5	43. 2	43.6	0月	
78. 5	68. 1	69. 5	47.3	48.0	1月	
79. 2	69.0	70.3	51.3	52.3	2月	
79.8	70.0	71. 1	54. 5	55. 7	3月	各 4
80.4	70.8	71.9	57. 1	58. 5	4月	年 齢 に
80.9	71. 7	72.7	59.0	60.4	5月	達 し
81.5	72. 5	73.5	60.5	61.9	6月	てか
82.0	73.4	74.3	61.7	63. 2	7月	5 0 J
82.6	74. 2	75. 1	62.9	64. 4	8月	数数
83. 1	74.9	75.8	64.0	65. 5	9月	
83. 6	75. 6	76.6	65. 1	66. 5	10月	
84. 2	76. 3	77.2	66. 1	67.6	11月	

	1																				
13歳		12歳		11歳		10歳		9 藏		8 滅		7 藏		6 藏		5 歳		4歳		3 歳	
136.8	133. 9	130.1	126. 9	125. 6	120.7	121.5	115.8	116.9	111.2	112. 1	106. 3	107.0	101. 1	101.4	95.6	95.9	90.0	5.06	83.8	84.7	77.0
137. 4	134. 4	130.5	127. 5	125.9	121. 1	121.9	116. 2	117.3	111.6	112.5	106. 7	107.4	101.6	101.9	96. 1	96.3	90.5	91.0	84. 3	85. 2	77.6
138. 1	135.0	131.0	128. 1	126. 2	121.6	122.3	116.6	117.7	112.0	112.9	107. 1	107.9	102.0	102.4	96.6	96.8	90.9	91.4	84. 9	85.7	78. 2
138.8	135. 6	131.4	128. 7	126. 5	122.0	122.6	117.0	118. 1	112.4	113.3	107.6	108.3	102.5	102.8	97.0	97.3	91.4	91.9	85.4	86. 2	78.8
139. 4	136. 1	131.9	129. 2	126.8	122. 5	123.0	117.3	118. 5	112.8	113.7	108.0	108.8	102.8	103.3	97. 5	97.7	91.9	92.3	85. 9	86. 7	79. 4
140. 1	136. 7	132.3	129.8	127. 1	122.9	123. 4	117.7	118.9	113. 2	114. 1	108. 4	109. 2	103. 2	103.8	97. 9	98. 2	92.4	92.8	86. 5	87. 2	79.9
140.8	137.3	132.8	130.4	127.5	123.3	123.8	118. 1	119.3	113.6	114.5	108.9	109.7	103.6	104.3	98. 4	98.6	92.8	93. 2	87.0	87.7	80.5
141.5	137.6	133.4	131.0	127.9	123.9	124. 1	118.5	119.6	114.0	114.9	109.3	110.1	104. 1	104.7	98.9	99. 1	93.3	93.7	87.5	88. 2	81.0
142. 2	138.0	134. 1	131.6	128.3	124. 5	124.4	119.0	120.0	114.3	115.3	109.7	110.5	104. 5	105. 2	99. 3	99. 5	93. 7	94. 1	88.0	88. 7	81.6
142.9	138. 4	134.8	132. 1	128.8	125. 1	124.7	119.4	120.4	114.7	115.7	110.1	110.9	104.9	105.6	99.8	100.0	94. 2	94.6	88. 5	89. 1	82. 1
143.6	138. 7	135. 4	132. 7	129. 2	125. 7	125.0	119.8	120.8	115. 1	116. 1	110.4	111.3	105. 4	106. 1	100. 2	100.4	94. 7	95.0	89.0	89.6	82. 7
144. 3	139. 1	136. 1	133. 3	129.7	126. 3	125.3	120.3	121. 1	115.5	116.5	110.8	111.7	105.8	106.5	100.7	100.9	95. 2	95. 5	89. 5	90. 1	83. 3

Ξ,						1			
司 美		17歳		16歳		15歳		14歳	
, 重华	144. 8	155. 9	144. 4	154. 8	143. 9	151.6	142.6	145.0	139. 4
一々 (2割ごのキ21ご出見内海路の畑) 当自有サイタン派分(ロク) ハギバギョ 記	144.8	156.0	144. 5	154. 9	144.0	152.0	142.7	145.7	139.8
/ (СП	144.8 144.8 144.9 144.9 144.9 144.9 145.0 145.0	155. 9 156. 0 156. 0 156. 1 156. 1 156. 2 156. 2 156. 2	144. 4 144. 5 144. 5 144. 5 144. 6 144. 6 144. 6 144. 7	154. 8 154. 9 155. 0 155. 2 155. 3 155. 5 155. 6 155. 7	143. 9 144. 0 144. 0 144. 1 144. 1 144. 2 144. 3 144. 3	151.6 152.0 152.3 152.7 153.1 153.5 153.9 154.0	142. 6 142. 7 142. 9 143. 1 143. 2 143. 4 143. 6 143. 6	145.0 145.7 146.4 147.2 147.9 148.6 149.3 149.7	139. 4 139. 8 140. 2 140. 5 140. 9 141. 2 141. 6 141. 8
- XIV (Y)	144. 9	156. 1	144. 5	155. 2	144. 1	152.7	143. 1	147. 2	140.5
ガボやン	144. 9	156. 1	144. 6	155.3	144. 1	153. 1	143. 2	147. 9	140.9
岩百角寸	144. 9	156. 2	144.6	155. 5	144. 2	153.5	143.4	148.6	141. 2
	145.0	156. 2	144.6	155.6	144.3	153.9	143.6	149.3	141.6
11.79.14.16	145.0	156.2	144.7	155.7	144.3	154.0	143.6	149.7	141.8
イ ~7 土 5	145.0	156. 2	144. 7	155. 7	144. 3	154. 2	143.7	150.0	141.9
Z + M	145.0	156. 2	144.7	155.8	144.3	154. 3	143.7	150.4	142. 1
7 日7 て	145.0 145.0 145.0 145.0	156. 2 156. 2 156. 2 156. 2	144.7 144.7 144.7 144.8	155.7 155.8 155.8 155.9	144.3 144.3 144.4 144.4	154. 2 154. 3 154. 5 154. 6	143.7 143.7 143.8 143.8	150.0 150.4 150.8 151.2	141.9 142.1 142.3 142.4
) }	145.0	156. 2	144. 8	155. 9	144. 4	154. 6	143.8	151. 2	142.4
1									

別表第二 及杖やグセノ (GH) ガ密子生性因此大強(脳の辞真の原因によるものに限る。)、タ

ナー症候群及びプラダー・ウィリ症候群用身長基準 (標準身長の一2.0SD値 上段男子、下段女子) (単位: cm)

	3 蔌		2 藏		1 歳		0 歳		年齡
85.5	86.4	78.4	79.4	68.4	69.8	44. 2	44.7	0月	
86.0	87.0	79. 1	80. 1	69.4	70.8	48.4	49. 1	1月	
86.6	87. 5	79. 7	80.7	70.3	71.6	52.4	53.4	2月	
87. 1	88. 0	80.3	81. 3	71.3	72.5	55.6	56.9	3月	各在
87.7	88. 5	80.9	81.9	72. 2	73. 3	58. 2	59. 6	4月	年 齢 に
88. 2	89.0	81. 5	82. 5	73.0	74. 1	60. 1	61.6	5月	· 達 し
88.8	89. 5	82. 1	83. 1	73.9	74.9	61.6	63. 1	6月	てか
89.3	90.0	82.6	83. 7	74.7	75. 7	62.9	64.4	7月	6 O F
89.8	90.5	83. 2	84. 2	75.6	76. 5	64. 1	65.6	8月] 数
90.3	91.0	83.8	84.8	76.3	77.3	65. 2	66. 7	9月	
90.9	91. 5	84. 3	85. 3	77. 1	78.0	66. 3	67.8	10月	
91.4	92.0	84. 9	85. 9	77.7	78. 7	67. 4	68. 8	11月	

2 146 4	146 3 146 3	146 9	146 0	145 9	145.7	145 6	145.4	145.3	
2	152. 9 153.	152.5	151.9	151. 2	150.5	149.9	149. 2	148.6	14歳
. 6	144. 5 144.	144.3	144.0	143.6	143.3	142.9	142.6	142.3	
•	145.3 145.9	144.6	144.0	143.3	142.7	142.0	141.4	140.7	13歳
). 9	140.6 140.	140.2	139. 7	139. 2	138.6	138. 1	137. 5	137.0	
. 1	137. 4 138.	136.8	136. 3	135.8	135.3	134. 9	134. 4	133.9	12歳
8	134. 3 134.	133.8	133. 2	132.6	132.0	131. 4	130.8	130. 2	
•	131.5 132.0	131.0	130.7	130.3	130.0	129.6	129.3	128.9	11歳
'. 9	127. 3 127.	126.7	126. 3	125.8	125.3	124. 9	124.4	123.9	
. ' 5	127. 2 127.	126.8	126. 4	126. 1	125.7	125.3	124. 9	124. 5	10歳
•	121.6 122.	121.2	120.8	120.4	120.0	119.6	119. 2	118.8	
•	122. 5 122.	122.1	121.7	121.3	120.9	120.5	120. 1	119.7	9 藏
'. 2	116.8 117.	116.4	116.0	115.5	115. 1	114. 7	114.3	113.9	
• -	117.6 118.0	117.2	116.8	116.4	116.0	115.5	115. 1	114. 7	8 滅
3	111.9 112.	111.4	111.0	110.5	110.1	109.6	109. 2	108.8	
•	112.6 113.1	112.2	111.8	111.3	110.9	110.4	110.0	109.5	7 歳
• `	106. 5 107. 0	106. 1	105.6	105. 2	104.8	104. 4	103.9	103.4	
• `	107. 2 107. 7	8.801	106.3	105.8	105.3	104.8	104.3	103.8	6歳
•	101. 1 101. 6	100.6	100. 1	99. 7	99. 2	98.7	98. 2	97.7	
•	101.4 101.8	0.001	100.4	99.9	99.5	0.66	98. 5	98. 1	5 歳
	95.3 95.	94.8	94. 3	93.9	93.4	92.9	92.4	91.9	
	95.8 96.	95.3	94.8	94.3	93.9	93.4	92.9	92.5	4歳

147 4 147 5 147 5 147 5 147 5 147 6 147 6 147 6	17歳 158.8 158.9 158.9 159.0 159.0 159.1 159.1 159.1	147. 1 147. 1 147. 1 147. 1 147. 2 147. 2 147. 2 147. 3	16歳 157.7 157.8 158.0 158.1 158.2 158.4 158.5 158.6	146. 5 146. 6 146. 6 146. 7 146. 8 146. 8 146. 9 146. 9	15歳 154.7 155.0 155.4 155.7 156.1 156.5 156.8 157.0
147 4 147 5 147 5 147 5 147 5 147 6	158. 8 158. 9 158. 9 159. 0 159. 0 159. 1	147. 1 147. 1 147. 1 147. 1 147. 2 147. 2	157. 7 157. 8 158. 0 158. 1 158. 2 158	146. 5 146. 6 146. 6 146. 7 146. 8 146	154. 7 155. 0 155. 4 155. 7 156. 1 156
147 5 147 5 147 5 147 5 147 6	158. 9 158. 9 159. 0 159. 0 159. 1	147. 1 147. 1 147. 1 147. 2 147.	157.8 158.0 158.1 158.2 158	146.6 146.6 146.7 146.8 146	155. 0 155. 4 155. 7 156. 1 156
147 5 147 5 147 5 147 6	158. 9 159. 0 159. 0 159. 1	147. 1 147. 1 147. 2 147. 2	158. 0 158. 1 158. 2 158	146.6 146.7 146.8 146	155. 4 155. 7 156. 1 156
147 5 147 5 147 6	159. 0 159. 0 159. 1	147. 1 147. 2 147.	158. 1 158. 2 158	146. 7 146. 8 146	155. 7 156. 1 156
147.5 147.6	159. 0 159. 1	147. 2 147. 2	158. 2 158	146.8 146	156. 1 156
147.6	159. 1	147.	158	146	156
		\sim	. 4	8	5.5
147.6	159. 1	147. 2	158. 5	146.9	156.8
147 6	159. 1	147.3	158.6	146.9	157.0
	159.				
147 6	159. 1	147. 3	158. 7	147.0	157. 2
147.6	159. 1	147. 4	158. 7	147.0	157. 1 157. 2 157. 4 157. 5
147	159.]	147.4	158. 8	147.0	157. 5

別表第二 及材やグイン (17) 万多个出面对此权组(图》辞画的法因行品的也为行政的。)、《

ナー症候群及びプラダー・ウィリ症候群用成長速度基準

(成長速度が標準値の一1. 5 S D値 上段男子、 下段女子) (単位: cm)

	樂 9		5 蕨		4 歳		3 蕨		2 滅		1 歳		年齢	
	4.6	5.4	5. 1	5.8	5.8	6.3	6.4	7. 5	7.6	11.3	11.6	0月		1741
	4.6	5.4	5. 1	5.8	5. 7	6. 2	6.3	7. 5	7. 5	10.8	11. 1	1月		※ 大名父 三十 司
•	4.5	5. 3	5.0	5. 7	5. 7	6. 2	6.3	7. 3	7.4	10.4	10.5	2月		
•	4.5	5. 3	5.0	5. 7	5. 5	6. 1	6. 2	7. 2	7. 3	9.9	9.9	3月	各全	٠.
	4.5	5.3	5.0	5.7	5. 5	6. 1	6. 1	7. 1	7.2	9.6	9.6	4月	年 齢 に	
	4.5	5. 2	4.9	5.6	5.4	6.0	6. 1	6.9	7. 1	9.2	9.3	5月	· 達 し	Ī
	4.5	5. 2	4.9	5.6	5.4	6.0	6.0	6.8	7.0	8.8	8.9	6月	7 23	十枚ノコ
	4.5	5. 2	4.9	5.6	5.4	6.0	6.0	6.7	6.9	8.6	8.7	7月	5 O F	- \$
	4.6	5. 2	4.7	5. 5	5. 3	5. 9	5. 9	6. 7	6.7	8.3	8. 5	8月	数数	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	4.6	5. 2	4.7	5. 5	5. 3	5. 9	5. 9	6.6	6.6	8. 1	8. 3	9月		
•	4.6	5. 1	4.7	5. 5	5. 2	5. 9	5. 9	6. 5	6.5	7.9	8. 1	10月		1
•	4.6	5. 2	4.6	5.4	5. 2	5.8	5. 8	6. 4	6. 5	7.7	7.8	11月		(+ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

17歳		16歳		15歳		14歳		13歳		12歳		11歳		10歳		9 燕		8 談		7 歳	
0.0	0.0	0.8	0.2	2.3	0.6	5.0	1.7	7.7	4. 5	5. 5	6. 7	4. 1	5. 2	3. 9	4. 2	4. 1	4.3	4.4	4.6	4.6	5. 1
0.0	0.0	0.7	0.2	2. 1	0.5	4.7	1.6	7. 5	4. 2	5. 7	6. 7	4. 1	5. 2	3.9	4. 2	4. 1	4.3	4.4	4.6	4.6	5. 1
0.0	0.0	0.7	0. 1	2.0	0.5	4.4	1. 5	7.4	4.0	5. 9	6.6	4. 1	5. 4	3. 9	4. 2	4. 1	4. 2	4. 3	4. 5	4.6	5. 1
0.0	0.0	0.6	0. 1	1.8	0.5	4. 1	1. 3	7. 2	3. 6	6. 1	6. 5	4. 2	5. 5	3. 9	4. 2	4. 1	4. 2	4.4	4. 5	4.6	5. 1
0.0	0.0	0.5	0.0	1.6	0.4	3.8	1. 2	7. 1	3.3	6.3	6.4	4.3	5. 7	3.9	4.3	4. 1	4. 2	4.4	4. 5	4.6	5.0
0.0	0.0	0.4	0.0	1.5	0.4	3.6	1. 2	7.0	3. 1	6.6	6. 2	4.4	5.8	4.0	4.3	4.0	4. 2	4.3	4.4	4. 5	5.0
0.0	0.0	0.3	0.0	1.4	0.4	3. 3	1. 1	6.9	2.9	6.9	6. 1	4. 5	6.0	4.0	4.4	4.0	4. 1	4.3	4.4	4. 5	4. 9
0.0	0.0	0.3	0.0	1. 3	0.3	3. 2	1.0	6.6	2.7	7. 1	5. 9	4.7	6. 1	4.0	4. 5	4.0	4. 1	4.3	4.4	4. 5	4. 9
0.0	0.0	0.3	0.0	1. 1	0.3	3.0	0.9	6.4	-	7. 2		4.8	6. 2	4.0	4.6	4.0	4. 1	4. 2	4. 3	4.4	4. 7
0.0	0.0	0.2	0.0	1.0	0.2	2.8	0.8	6. 1	2.2	7.4	5. 5	5.0	6. 4	4.0	4. 7	4.0	4. 1	4. 2	4. 3	4.4	4. 7
0.0	0.0	0. 1	0.0	1.0	-	2.6		5. 7			5. 2	5. 1	6.4	4.0	4.8	4.0	4. 1	4. 2	4.3	4.4	4.7
0.0	0.0	0. 1	0.0	0.9		2. 5	0.6	5. 3	1. 9	7. 7		5. 3	6. 6	4. 1	-	3. 9	4. 2	4. 1	4. 3	4.4	4. 6

別表第四 0.0 軟骨低形成症及び軟骨無形成症用身長基準 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0

Ţ	(標室	(標準身長の	3.	0 S D値		nt.	、 下 双	下段女子)			() ()	単位: cm)
年齢				各在	年齢に	達 し	τ b	ら の 月	数数			
	0月	1月	2月	3月	4月	5 月	月 6	7月	8月	9月	10月	11月
0 崇	42.5	47.0	51.2	54.6	57.3	59. 2	8.09	62.0	63. 2	64.3	65.3	66. 3
	42. 2	46.3	50. 2	53.4	56.0	57.8	59.4	60.6	61.8	62.8	63. 9	64. 9
1歳	67. 2	68. 1	69.0	8.69	6.07	71.4	72.1	72.9	73.7	74.4	75. 1	75.7
	65. 9	66.8	67.7	68. 7	69. 5	70.3	71. 2	72.0	72.8	73.5	74. 2	74.
2 歳	76.4	77.0	77.6	78. 2	8.87	79.3	9.97	80.4	80.9	81.4	82.0	82. 5
	75. 5	76. 1	76. 7	77.3	77.8	78. 4	78.9	79.4	80.0	80.5	81. 1	81.6
3 蕨	83.0	83.5	84.0	84.5	84.9	85.4	85.9	86.3	86.8	87.3	7.78	88.
	82. 1	82.6	83. 2	83. 7	84. 2	84. 7	85. 2	85. 7	86. 2	86.7	87. 1	87. 6
4歳	88.6	89.0	89.4	89.9	90.3	7.06	91.2	91.6	92.0	92.5	92.9	93.3
	88. 1	88. 5	89.0	89. 5	89. 9	90.4	90.8	91.3	91.7	92. 1	92.6	93.
5 歳	93.7	94. 2	94.6	95.0	95.5	95.9	96.3	96.8	97. 2	97.7	1 .86	98.6
	93. 5	94.0	94. 4	94. 9	95. 3	95. 7	96. 2	96.6	97. 1	97.5	97. 9	98. 4
6 歳	99.0	99.5	99.9	100.4	0.001	101.3	8.101	102.3	102.7	103. 1	6 .801	104.0
	98.8	99. 2	99.6	100.1	100.5	100.8	101.2	101.6	102.0	102.5	102.9	103.3
7 藏	104. 5	104.9	105.3	105.8	106. 2	106.6	107. 1	107.5	107.9	108. 2	108.6	109.0
	103.8	104. 2	104.6	105.0	105. 5	105.9	106.3	106.7	107. 1	107.4	107.8	108. 2
8 據	109.4	109.8	110.2	110.6	111.0	111.4	111.8	112.1	112.5	112.9	113.3	113.7

	108 G	108 0	100 3	100 7	110 0	110 4	110 8	1111	1 1 Л	111 8	119 9	119 Д
9 歳		114. 5		115. 2	115.6	116. 0		116. 7				
	112.9	113. 2	113.6	113.9	114. 3	114.6	115.0	115.4	115.8	116. 2	116.6	117.0
10歳	118.5	118.9	119.3	119.6	120.0	120.3	120.7	121.0	121. 2	121.5	121.8	122.0
	117.5	117.9	118.3	118.7	119. 1	119.5	119.9	120.5	121. 1	121.7	122.3	122.9
11歳	122.3	122.6	122.8	123. 1	123.4	123.6	123.9	124.3	124.7	125. 1	125.5	125.9
	123.5	124. 1	124.7	125.3	125. 9	126. 5	127. 1	127.7	128.3	128.9	129. 5	130. 1
12歳	126.3	126.7	127. 1	127.5	127.9	128.3	128.7	129.4	130. 1	130.8	131.5	132. 1
	130.7	131.3	131.9	132.5	133. 1	133. 7	134.3	134.7	135. 1	135. 5	135.8	136. 2
13歳	132.8	133.5	134. 2	134.9	135.6	136. 2	136.9	137.7	138. 4	139. 2	140.0	140.7
	136.6	137.0	137. 4	137.8	138. 1	138. 5	138.9	139.1	139. 2	139. 4	139.6	139.7
14歳	141.5	142.2	143.0	143.8	144. 5	145.3	146.0	146.4	146.8	147.3	147.7	148. 1
	139.9	140.1	140.2	140.4	140.6	140.7	140.9	141.0	141.0	141. 1	141. 1	141. 2
15歳	148.5	148.9	149.3	149.7	150. 1	150.5	150.9	151.1	151. 2	151.4	151.5	151.7
	141.3	141.3	141.4	141.5	141.5	141.6	141.6	141.7	141.7	141.7	141.8	141.8
16歳	151.8	152.0	152. 1	152.3	152. 4	152.6	152.7	152.8	152.8	152.9	152.9	153.0
	141.8	141.9	141.9	141.9	141. 9	142.0	142.0	142.0	142. 1	142. 1	142. 1	142. 2
17歳	153.0	153. 1	153. 1	153. 2	153. 2	153. 3	153.3	153.3	153. 3	153. 3	153. 3	153.3
	142. 2	142. 2	142.2	142.3	142.3	142.3	142.4	142.4	142.4	142.4	142.4	142.4